

(別表)

經濟成長戰略大綱

工程表

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
		<p>(1) 科学技術によるイノベーションを生み出す仕組みの強化</p>	<p>「第3期科学技術基本計画」(平成18年3月28日閣議決定)や「イノベーション創出総合戦略」(平成18年6月14日)の各施策の具体化に向け、関係府省における施策の進捗状況を取りまとめ公表し、「資源配分方針」等を通じて関係府省に対して取組強化を図る。</p> <p>大学におけるシステム改革を進め、分野の特性を配慮し大学の自主的な取組を促しつつ、能力主義の徹底、英語での研究環境、研究科・専攻等従来の枠組みにとらわれない組織などのイメージの下で世界トップレベルの研究拠点形成を進める。</p> <p>公的機関における調達について、新技術を採用したものが拡大するよう改善策を検討する。</p> <p>公的機関による新技術の率先導入に係る実証試験を実施する。</p> <p>大学等からの特許出願を早期に審査する制度の活用を促進する。</p> <p>早期審査制度の活用や特許審査ハイウェイの日米間での試行開始などを通じた特許の迅速な権利化を行う。</p> <p>国際標準の獲得を狙った研究開発の推進及び研究成果の積極的国際標準提案を行う。</p> <p>官民対話の場を設置する。</p> <p>新たな技術の市場化を妨げている規制・制度等の点検を規制改革や科学技術政策等のプロセスを通じて実施する。</p>	<p>継続して各施策の進捗状況の把握・評価を行い、必要に応じて関係府省に対し改善措置を求め、各施策の実現に向けて取組の強化を図る。</p> <p>世界トップレベルの研究拠点を形成するための制度の見直しや推進施策の重点的实施を図る。</p> <p>公的機関における調達について、新技術を採用したものが拡大するよう改善策を策定する。</p> <p>公的機関による新技術の率先導入を行う。</p> <p>韓国等に特許審査ハイウェイの対象国を拡大する。</p> <p>我が国の技術に基づく国際標準提案数を増大させる。また、その国際標準化を実現する。</p> <p>新たな技術の市場化を妨げている規制・制度等の見直し・緩和を行う。</p>

1 我が国の国際競争力の強化
第1 国際競争力の強化

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
		<p>(1) 科学技術によるイノベーションを生み出す仕組みの強化</p>	<p>初期需要創出につなげるための環境整備及び関係府省、関係機関、産業界等の双方向に連携を強化する必要のある領域を対象とした、政策資源の集中的な投入のための優先順位付け基準の見直し、政策資源の集中的な投入を通じた双方向が連携したイノベーションの早期実現、各省連携フレームの抜本強化など総合科学技術会議の調整機能の強化、を行う。</p> <p>科学技術連携施策群については、下記のとおり、取り組むこととし、2007年度予算要求から反映させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期需要を創出する等、イノベーション創出を加速化するための環境整備（制度的な問題点の抽出等）を行う。 ・府省間の連携の取れた予算要求、府省、資金配分機関、民間など関係者間の連携・情報交換活動の促進、主要な資金配分機関間の連携の具体化を行う。 	<p>左記を踏まえ、政策資源の投入見直し、主要な資金配分機関間の連携の恒常化を行う。</p> <p>イノベーション創出のため、科学技術連携施策群については下記のとおり進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学技術連携施策群枠組みを拡大し、あらゆる科学技術分野で連携活動を展開する。 ・府省連携プロジェクトの定着化、府省間の縦横連携の取れた予算要求の恒常化を図る。 ・イノベーション創出に向けた民間との交流活動の定着を図る。 ・イノベーション創出の指標による連携活動を評価し、資金配分に反映する。 ・必要に応じ、重要な研究開発課題、戦略重点科学技術の変更・改訂を行う。
<p>第1 国際競争力の強化</p> <p>1 我が国の産業競争力の強化</p>	<p>(2) 産学官連携による世界をリードする新産業群の創出</p>	<p>重点分野のロードマップ策定・改定を行う。また、プロジェクトを実施する。</p> <p>(新世代自動車向け電池)</p> <p>燃料電池自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車などの新世代自動車の実現に向け、次世代電池の技術開発を検討する。</p>	<p>アクションプログラムの見直し、プロジェクトの継続を行う。</p> <p>(新世代自動車向け電池)</p> <p>新世代自動車向け次世代電池の技術開発プロジェクト等を実施する。</p>	<p>(新世代自動車向け電池)</p> <p>2015年までに8.2兆円程度の市場規模になるとの試算もあるが、こうした試算も参考にしつつ、新世代自動車市場の拡大に向けて、開発プロジェクトの推進等必要な取組を継続する。</p>

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
		<p>(2) 産学官連携による世界をリードする新産業群の創出</p> <p>1 我が国の国際競争力の強化</p> <p>第1 国際競争力の強化</p>	<p>(次世代ロボット) 具体的な仕事をする「本格実用ロボット」実現に向けた共通基盤の技術開発を行う。</p> <p>実際の生活空間でロボットを使うサービス事業における誤作動防止技術等の安全性確保に向けた実証的取組を支援する。</p> <p>サービスロボットの安全性確保に関するガイドラインを策定する。</p> <p>サービスロボット導入に関連する法令上の規制等の課題を整理する。</p> <p>民間企業の開発競争とロボットの活用を促すための表彰制度の創設等を行う。</p> <p>(次世代環境航空機) 審議会、関係省庁による協議会等を通じて、事業者、関係省庁、関係諸機関の連携を更に強化する。今後の事業化判断に向けて検討が必要な課題(需要見込み、事業性、資金リスク、技術課題などの明確化等)及び対応策を整理する。</p> <p>(地理空間情報の活用推進、宇宙の利用・産業化の推進) 「地理空間情報活用推進基本法」が成立した場合、地理空間情報活用推進基本計画、基盤地図情報の整備に関する基準の作成等を行う。</p> <p>宇宙輸送システムの信頼性向上、衛星の高信頼性・高機能化等を進め、宇宙の利用・産業化を推進する。</p>	<p>(次世代ロボット) サービスロボットの市場立ち上げ、市場の拡大に向けた市場整備(制度改革を含む)及び安全性確保についての取組を継続する。</p> <p>次世代知能ロボット等の核となる認識技術等の開発により性能の飛躍的向上を図るとともに、他分野への技術の波及を目指す。</p> <p>(次世代環境航空機) 技術開発を継続的に実施するとともに、事業化に向けた諸課題への対応について、関係者の取組強化を促進する。</p> <p>(地理空間情報の活用推進、宇宙の利用・産業化の推進) 地図のデジタル化に対応するための法制度の整備も含めた検討、基盤地図情報の提供に係るワンストップサービスの運用開始、個人情報保護等のためのガイドライン作成等を行う。</p> <p>宇宙輸送システムの信頼性向上、衛星の高信頼性・高機能化等を進め、宇宙の利用・産業化を継続する。</p>

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
第1 国際競争力の強化	1 我が国の国際競争力の強化	<p>(3) 高度な部品・材料産業やモノ作り中小企業の強化</p> <p>「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」(「中小ものづくり高度化法」)を実施し、技術分野の拡大、人材育成、技術承継、知的財産等に関する取組を強化する。</p> <p>資金面での支援や情報提供等により、汎用品分野を始めとする中小企業の国際展開の環境整備を図る。</p> <p>中小企業における若年者の確保、人材育成に係る支援を推進する。</p>	<p>「中小ものづくり高度化法」に基づく総合対策を着実に実施する。</p>	<p>「中小ものづくり高度化法」に基づく総合対策を着実に実施し、2011年度には、当該施策の効果などを検証し、必要な見直しを行う。</p>
		<p>高度な部品・材料産業やモノ作り中小企業の強化</p> <p>「中小ものづくり高度化法」を中核に、「特定ものづくり基盤技術高度化指針」の策定、研究開発プロジェクトに対する支援、技術継承に対する支援等を実施する。</p> <p>支援対象となる特定ものづくり基盤技術の追加指定や、川下産業の拡大を行うとともに、中小企業による公設試、国立研究所、大学等研究機関の活用を促進し、地域のニーズに合った技術開発支援を行う。</p> <p>モノ作り中小企業の底上げ策を構築する。</p> <p>高度な部品・材料分野の技術戦略マップに従って研究開発プログラムを実施する。</p>	<p>「中小ものづくり高度化法」に基づく支援策について、研究開発プロジェクトの成果については、その早期の事業化、中小企業の製造、加工品質の向上に資する校正事業の利用の拡大、技術継承の取組の本格化等、モノ作り中小企業の支援による製造業の国際競争力の強化に向けた取組を更に推進する。</p> <p>「ものづくり基盤技術高度化指針」について、川下大企業のニーズの変化や川上中小企業の技術力の高度化の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>引き続き技術戦略マップに基づく研究開発プログラムを実施するとともに、必要に応じて技術戦略マップの追加、見直しを行う。</p>	<p>「中小ものづくり高度化法」の施行状況について検討を加え、モノ作り中小企業のニーズに沿った制度とするべく、施策全般について必要に応じて見直しを行う。</p> <p>高度な部品・材料産業の国際競争力の維持・強化を図るとともに、新産業群を支える基盤産業として、関連産業の市場規模の実現等に寄与する。</p>
		<p>情報、資金等の環境整備を通じた中小企業の国際展開</p>	<p>汎用品分野を始めとする中小企業の国際展開が円滑に行われるよう、情報提供のためのアドバイザーの常駐体制の整備、研修生受入体制の整備等の人材確保・育成、進出先における不公正取引等の実態調査及び改善のための政策対話、資金面での支援を行い、環境を整備する。</p>	<p>短期で実施する施策を活用し、我が国中小企業の国際展開が円滑に行われるように事業環境を改善していく。</p>

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
		1 我が国の国際競争力の強化 第1 国際競争力の強化	(4) 産業競争力を支える国際物流競争力の強化 (国内物流インフラ整備については、第5.2.(2)にて後掲)	官民挙げての「国際物流競争力パートナーシップ」体制を構築し、2006年中にロードマップを策定する。 アジア域内の物流における電子タグを実導入・普及させる。 我が国主導の下、輸送・輸出入手続での電子タグ利用に係る国際規格を2006年内に策定する。 2006年度以降、当該規格に基づきアジア域内での実証モデル事業を実施する(3年計画)。 E P A交渉等を通じ、アジア域内の輸出入手続の標準化・電子化、外資規制の撤廃等を働きかける。 国の枠を超えた広域物流ルートを整備する。 原油価格高騰の影響を受けにくい効率的な物流の実現に取り組む。 C N Gトラック、新長期規制適合トラック等の導入に対する補助を行うことにより、低公害車の普及を促進する。 E M S(エコドライブ管理システム)等のエコドライブ関連機器の導入に係る補助を実施する。 大型C N Gトラック等次世代低公害車の技術開発を推進する。
(5) 農林水産業の国際競争力強化				
「21世紀新農政2006」(平成18年4月4日)の推進	「21世紀新農政2006」に掲げられた目標実現に向けて、各般の施策を推進する。		「21世紀新農政2006」に掲げられた目標実現に向けて、各般の施策を推進する。	「21世紀新農政2006」に掲げられた目標実現に向けて、各般の施策を推進する。

		項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
			第1 国際競争力の強化	1 我が国の国際競争力の強化	国内農業の体質強化
「攻めの農政」の視点に立った国際戦略	重点的に市場開拓を行うべき国や地域ごとの輸出戦略を策定する。	日本食文化の海外普及、販売促進活動への支援、輸出阻害要因の是正等を総合的に推進する。			農林水産物・食品の輸出額を5年で2倍の6千億円(2009年)とする。
「国内農業の体質強化」と「国際戦略」を支える重点分野	<p>食の安全と消費者の信頼を確保する。</p> <p>食育基本法及び食育推進基本計画に基づいて食育を推進する。</p> <p>技術と知財の力で新産業分野の開拓を図る。</p>	<p>食の安全と消費者の信頼を確保する。</p> <p>食育基本法及び食育推進基本計画に基づいて食育を推進する。</p> <p>技術と知財の力で新産業分野の開拓を図る。</p>			<p>食の安全と消費者の信頼を確保する。</p> <p>食育基本法及び食育推進基本計画に基づいて食育を推進する。</p> <p>技術と知財の力で新産業分野の開拓を図る。</p>
林業・水産業の競争力強化	2006年度中に、林業及び水産業の国際競争力の向上等に向けて、新たな森林・林業基本計画及び水産基本計画を策定する。	国際競争力の向上等に向けて、新たな森林・林業基本計画及び水産基本計画に基づく施策を推進する。			国際競争力の向上等に向けて、新たな森林・林業基本計画及び水産基本計画に基づく施策を推進する。

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
		<p>(6) 観光立国の実現と交流人口の拡大</p> <p>2010年までに、年間1,000万人の訪日外国人誘致を実現する。</p> <p>ビジット・ジャパン・キャンペーンの高度化、日中韓の観光協力の推進、青少年交流・姉妹都市交流の拡大等を推進する。</p> <p>国際競争力のある観光地づくりの取組、外国人旅行者等に優しい旅行環境の整備、景観法の活用等による良好な景観の形成を推進する。</p> <p>顧客ニーズや地域の観光資源の特性を踏まえた新たな観光・集客ビジネスモデルの確立を支援する。</p> <p>観光・集客サービス産業の競争力向上と観光地づくりを担う人材の育成、観光統計の整備を推進する。</p> <p>2009年度までに成田空港の能力を約1割増強するための施設整備を推進する。</p> <p>2009年までに羽田空港の能力を約4割増強するための施設整備を推進する。</p> <p>空港へのアクセス改善(2010年度に都心～成田空港間を30分台にする等)、利便性向上を推進する。</p> <p>国際線・国内線の接続を改善し、海外と地方の間のアクセスを向上する。</p>	<p>2010年までに、年間1,000万人の訪日外国人誘致を実現する。</p> <p>ビジット・ジャパン・キャンペーンの高度化、日中韓の観光協力の推進、青少年交流・姉妹都市交流の拡大等を推進する。</p> <p>国際競争力のある観光地づくりの取組み、外国人旅行者等に優しい旅行環境の整備、景観法の活用等による良好な景観の形成を推進する。</p> <p>顧客ニーズや地域の観光資源の特性を踏まえた新たな観光・集客ビジネスモデルの確立を支援する。</p> <p>観光・集客サービス産業の競争力向上と観光地づくりを担う人材の育成、観光統計の整備を推進する。</p> <p>2009年度までに成田空港の能力を約1割増強するための施設整備を推進する。</p> <p>2009年までに羽田空港の能力を約4割増強するための施設整備を推進する。</p> <p>空港へのアクセス改善(2010年度に都心～成田空港間を30分台にする等)、利便性向上を推進する。</p> <p>国際線・国内線の接続を改善し、海外と地方の間のアクセスを向上する。</p>	<p>2010年までに、年間1,000万人の訪日外国人誘致を実現する。</p> <p>ビジット・ジャパン・キャンペーンの高度化、日中韓の観光協力の推進、青少年交流・姉妹都市交流の拡大等を推進する。</p> <p>国際競争力のある観光地づくりの取組み、外国人旅行者等に優しい旅行環境の整備、景観法の活用等による良好な景観の形成を推進する。</p> <p>顧客ニーズや地域の観光資源の特性を踏まえた新たな観光・集客ビジネスモデルの確立を支援する。</p> <p>観光・集客サービス産業の競争力向上と観光地づくりを担う人材の育成、観光統計の整備を推進する。</p> <p>2009年度までに成田空港の能力を約1割増強するための施設整備を推進する。</p> <p>2009年までに羽田空港の能力を約4割増強するための施設整備を推進する。</p> <p>空港へのアクセス改善(2010年度に都心～成田空港間を30分台にする等)、利便性向上を推進する。</p> <p>国際線・国内線の接続を改善し、海外と地方の間のアクセスを向上する。</p>

1 我が国の国際競争力の強化
第1 国際競争力の強化

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
		<p>(7) 医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化</p>	<p>10年後の医薬品・医療機器産業の将来像と国の行うべき支援策を提示する「新医薬品産業ビジョン(仮称)」・「新医療機器産業ビジョン(仮称)」の策定に向けた検討を行う。</p> <p>医療機器について関係各省との連携による官民共同の研究の推進に向けた検討を行う。</p> <p>関係各省の連携による基礎研究から臨床研究への橋渡し研究や臨床研究の実施・環境整備の検討を行う。</p> <p>良質な医薬品・医療機器をより迅速に国民に届けるため、研究成果の実用化の加速のための治験環境の充実に向けた検討を行う(必要な支援策を提示する「治験活性化計画(仮称)」の策定に向けた検討を含む。)</p> <p>品質、有効性及び安全性に優れた医薬品・医療機器の国民への迅速な提供を目的とした、薬事審査に係る体制の充実を行う。</p> <p>品質、有効性及び安全性に優れた医療機器の国民への迅速な提供を目的とした、医療機器開発の迅速化と薬事法審査の円滑化に資する評価指標ガイドラインの策定を推進する。</p> <p>医療機器の開発普及に資する医療機器に関する経済社会ガイドラインの策定に向けた検討会を開催する。</p> <p>積極的な官民対話を実施する。</p> <p>アクションプログラムを策定する。</p>	<p>「新医薬品産業ビジョン(仮称)」・「新医療機器産業ビジョン(仮称)」を策定する。</p> <p>医療機器について関係各省との連携による官民共同の研究を推進するとともに、効果的・効率的な研究開発体制を構築する。</p> <p>分野別推進戦略に基づき、基礎研究から臨床研究への橋渡し研究や臨床研究の実施環境整備の充実を行う。</p> <p>研究成果の実用化の加速のための治験環境の充実を図る。</p> <p>「治験活性化計画(仮称)」を策定する。</p> <p>品質、有効性及び安全性に優れた医薬品・医療機器の国民への迅速な提供を目的とした、薬事審査に係る体制の充実を図る。</p> <p>品質、有効性及び安全性に優れた医療機器の国民への迅速な提供を目的とした、医療機器開発の迅速化と薬事法審査の円滑化に資する評価指標ガイドラインの策定を推進する。</p> <p>医療機器の開発普及に資する医療機器に関する経済社会ガイドラインを策定する。</p> <p>後発医薬品の市場シェアの大幅な拡大を目指す。</p> <p>製薬企業の経営の効率化、安定化の促進、ベンチャー企業育成等により、製薬メーカー1社当たりのパイプライン(臨床段階の新薬候補物質)数の増加を図るとともに、各社の研究開発体制を効率化する。</p>

1 我が国の国際競争力の強化
第1 国際競争力の強化

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
		<p>(8) 内需依存型産業・製品の国際展開支援</p> <p>(日用品) 研究会を開催し、優れたライフスタイル製品(日用品等)を日本ブランドとして確立・発信するための基本的方向性について、2006年度内に取りまとめる。</p> <p>(ファッション) 「日本ファッションウィーク」を核としたファッション発信機能を強化する。ファッション人材の育成等を始めとした素材と製品双方の企画・製造・販売機能の強化、事業創造の促進を行う。</p> <p>(鉄道システム) 懇談会を開催し、我が国の鉄道システムを海外展開するに当たって生じうる諸課題の対応方策や、鉄道事業者の協力の在り方、国内の人材の養成や体制の在り方等について年内にとりまとめる。また、円借款や輸出信用による資金面のバックアップ等については引き続き実施する。</p> <p>(建設業) EPA交渉等の機会を通じた相手国建設市場の開放、投資環境の整備を推進する。並行して、ビジネス・マッチング等を目的とした二国間会議を開催する。</p> <p>(超高速船舶) 超高速船舶の運航性能等に関する実証的データを収集・解析し、海外へ向けてアピールする資料を取りまとめる。</p>	<p>(日用品) 家具、陶器、宝石等の潜在能力を有する日用品について、業種ごとの選定委員会を設置する。また、品目ごとに世界的に評価される展示会に出展を促進するなどし、世界への発信を実施する。</p> <p>(ファッション) 価値の源泉である感性と技術の融合を促進する創造的な産業集積を国内に形成する。また、国際市場開拓のための発信力を強化する。</p> <p>(鉄道システム) 懇談会の結果を踏まえて、海外の鉄道プロジェクトについて、鉄道システムをトータルとして受注することを旨とするも、具体的なプロジェクトに対応する際に生ずる更なる課題について踏み込んだ検討を実施する。</p> <p>(建設業) 短期における取組を引き続き推進するとともに、産官の連携や、トップセールス等による我が国建設業の海外でのプレゼンス向上等の取組を推進する。</p> <p>(超高速船舶) 超高速船舶の運航性能、これを用いた海上交通システムの有効性を国際海事展示会、セミナー等を通じて世界に発信する。</p>	<p>(日用品) 真に世界で通用するグローバルブランドを確立する。</p> <p>(ファッション) ファッション産業の国際競争力強化を図り、世界で通用するブランドを多数輩出する体制を確立する。</p> <p>(鉄道システム) 鉄道関連産業の競争力の強化を図ることで、海外における鉄道プロジェクトの受注について我が国のシェアの着実な増加を目指す。</p> <p>(建設業) 短期・中期における取組を引き続き推進し、我が国建設業の各国での受注の拡大を図る。</p> <p>(超高速船舶) 超高速船舶の性能・経済性に関する国際競争力の確立、その評価の海外での定着により、世界の海上交通において超高速船舶を普及する。</p>

1 我が国の国際競争力の強化
第1 国際競争力の強化

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
		1 我が国の国際競争力の強化 第1 国際競争力の強化	(9) 環境と経済の両立を実現する産業育成・事業展開の加速化	
産業・ビジネスの環境効率性向上プラン	<p>有識者等が参加する懇談会において、環境など社会的な課題を考慮した資金の流れを拡大するための各経済主体の役割、課題を明確化し、そのために必要な取組を開始する。</p> <p>2006年中をめどに、サプライチェーンにおける環境配慮事項に関わる各国の法令等及び対応技術の調査を実施する。</p> <p>民間企業を中心に、我が国の優れた環境技術・環境配慮型製品を世界に発信していくためのエキシビジョンを開催する。</p> <p>民間企業の環境管理体制を一層整備するため、検討会を開催し、民間企業の環境管理体制整備において参考となるガイドラインを策定する。</p> <p>2006年中に地方公共団体におけるグリーン購入の推進のためのガイドラインの案を作成する。</p>		<p>社会的責任(SR: Social Responsibility)に関する国際規格ISO 26000(策定中)も踏まえ、企業の環境への取組などの情報について、その定量化手法の検討を進めるなど、投資家が投資判断に企業の社会的取組を組み込む環境を整備する。</p> <p>2008年中を目途に、各国の法令等及び対応技術のデータベース化に必要な事項を整理するとともに、民間を中心に、これらを活用した製品情報データベースの充実を図る。</p> <p>民間企業を中心とした我が国の優れた環境技術・環境配慮型製品の世界への発信を促進する。</p> <p>民間企業の環境管理体制の構築に向けた取組を促す。</p> <p>2008年までに、実効性を検証しつつ、地方公共団体におけるグリーン購入の推進のためのガイドラインを策定する。また、地方企業の環境配慮製品・サービスの動向及び地方公共団体のグリーン購入が地方の企業の環境配慮製品・サービスの普及に与える効果を把握する。</p>	<p>社会的責任投資などの大幅な拡大により、環境関連技術の向上、環境ビジネスの市場規模の拡大を図る。</p> <p>2015年までに、民間を中心に、製品情報データベースを世界に展開する。</p> <p>民間企業を中心とした我が国の優れた環境技術・環境配慮型製品の世界への発信を促進する。</p> <p>民間企業の環境管理体制の確立を目指す。</p> <p>2010年までに地方公共団体のグリーン購入実施率を100%とする。</p>
3R技術・システムによる資源生産性向上プラン	<p>3R推進のための様々な技術開発支援を推進する。</p> <p>各種リサイクル法の評価・検討を行うなど、リサイクル関連制度の高度化を推進する。</p> <p>地域において廃棄物から資源とエネルギーを回収・利用するシステムの整備を支援する。</p>		<p>2008年3月を目途に、新たな循環型社会形成推進基本計画を策定する。</p>	<p>2010年度において、我が国における資源生産性を2000年度から4割向上(約39万円/トン:循環型社会形成推進基本計画における現在の目標)させる。</p>

		項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
			第1 我が国の国際競争力の強化	1 1	3 R 技術・システムによる資源生産性向上プラン
バイオマスエネルギーの導入加速化	<p>輸送部門でのバイオエネルギーの普及を加速化するため、バイオエタノールを始めとするバイオ燃料について、国産農産物や廃棄物等を原料とした生産量の確保、流通体制の整備、経済性の改善などの課題ごとに段階的に必要な対応を明らかにする。また、将来的なバイオ燃料製造技術の進展等を踏まえ、国産農産物や廃棄物等からの生産拡大の可能性評価を行い、具体的な生産拡大策を検討する。</p> <p>宮古島等において、より大規模なバイオエタノール3%混合ガソリン(E3)等実証事業を実施するため、関係府省が連携して、2006年を目途に事業計画等を決定。</p> <p>木質バイオマス等からの効率的なバイオ燃料(エタノール、メタノール等)生産技術の開発等低コスト・高効率の生産技術の開発を実施する。</p> <p>アジア産バイオ燃料普及のグランドデザインを検討する。</p> <p>油脂のバイオディーゼル燃料化、生ごみのバイオガス化、廃棄物系バイオマスの高効率発電等のバイオマスエネルギーの回収・利用システムの整備を支援する。</p>	<p>輸送部門でのバイオエネルギーの普及加速化のために対応を要する各課題について戦略的対応を強力に推進する。</p> <p>国産バイオエタノールの生産拡大に向けた地域の取組を推進する。</p> <p>宮古島等における国産農産物や廃棄物等を原料としたE3大規模実証事業(将来を見通したバイオ燃料対応車両の市場投入を見越して、エタノール10%混合ガソリン(E10)などの高濃度エタノールを利用した自動車走行試験の実施も検討)を開始するなど、燃料用バイオエタノール大規模実証事業を実施する。</p> <p>アジア産バイオ燃料の普及のグランドデザインを策定し、その持続可能な生産・普及に向けた取組を推進する。</p> <p>高効率化、低コスト化、小規模システム実用化など廃棄物系バイオマスエネルギーの利用拡大のための技術開発を推進する。</p>			<p>2030年までに輸送部門のエネルギー需要の相当量をバイオ燃料で賄うことを目指し、国内でのバイオエタノール生産の低コスト化・高効率化による生産量の拡大を図る。</p> <p>アジア各国において、運輸部門の温室効果ガス排出を抑制すべく、バイオ燃料の普及を進める。</p> <p>ごみ発電と比肩する廃棄物処理システムとして生ごみバイオガス化システムを確立し、普及を図る。</p>

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
		(10) 優れた投資環境づくりによる対日直接投資の倍増	対日投資会議で対日直接投資加速プログラムを取りまとめ、所要の施策を推進する。	所要の見直しを行いつつ、施策を推進する。
第1 国際競争力の強化 2 アジア等海外のダイナミズムの取り込み	(1) 日本のイニシアチブによる東アジア経済統合の推進			
	アジア諸国との経済連携協定(EPA)の早期締結等東アジア経済圏の構築に向けた経済連携の取組	「モデル協定」を活用するなど、交渉加速化に向けた改善策を講じつつ、「グローバル戦略」別添の工程表に沿って、スピード感を持ってアジア諸国を中心としたEPA交渉を進める。 「東アジアEPA」構想を含め、東アジア共同体の在り方について、我が国が採るべき外交・経済戦略上の観点から、政府内で十分議論していく。	遅くとも2010年には我が国全貿易額に占めるEPA締結国との貿易額の割合が25%以上になっていることが期待されていることを念頭に、アジア諸国を中心とした経済連携の取組を進める。 政府内での議論及び国際的な経済連携の進展等を踏まえ、開かれた東アジア経済圏構築を目指し、適切に対応する。	開かれた東アジア経済圏構築を目指し、経済連携の取組を進める。
	東アジアにおけるOECDのような国際的体制の構築に向けた取組	東アジア地域の共通課題について調査分析・政策提言・調整機能を持つ国際的体制の構築に向けて積極的に取り組む。	左記の体制の機能強化を目指すとともに、関連する各国政府・機関等との連携強化に向けて積極的に取り組む。	アジア太平洋地域に渡る協力も得ながら、左記の体制により東アジア経済統合の推進に向けて積極的に取り組む。
	日本の経験や知恵をいかした東アジア共通の産業基盤の整備	(産業発展を支える技術や制度の「アジア標準」の創出・展開) 一部の国で制度構築に成功したモデル(中小企業診断士、産業技能検定、公害防止管理者)をその他東アジア諸国に展開する。 日本標準となっている環境管理の規格・手法などについて国際的な普及を図るとともに、アジア諸国と共同して国際的な体制づくりを推進する。 東アジア共通の産業基盤を「アジア標準」として整備すべき新たな分野の選定に着手する。	(産業発展を支える技術や制度の「アジア標準」の創出・展開) 東アジアワイドの制度構築の成功モデル例を作り上げる。 日本標準となっている環境管理の規格・手法などについて、国際規格などにおける位置づけを向上させる。 「アジア標準」として東アジア共通の産業基盤の整備を加速すべき分野を確立する。	(産業発展を支える技術や制度の「アジア標準」の創出・展開) 東アジアワイドの制度構築の成功モデル例を積み上げ、「アジア標準」を普及させる。

		項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
第1 国際競争力の強化	2 アジア等海外のダイナミズムの取り込み		<p>(東アジアの成長を担う産業人材の育成) 現行の産業人材育成事業の総合的な評価を行うとともに、中期的な計画(「東アジア産業人材育成・中期計画(仮称)」)を策定する。</p> <p>(東アジアワイドの産業インフラ整備の推進) 東アジア諸国及び国境を越える電力や運輸・通信分野などの産業インフラ整備において、地域・国ごとの状況を踏まえ、官民パートナーシップを強化し、経済協力を活用しつつ、製造や建設分野等における日本の優れた技術・ノウハウの普及に取り組む。</p> <p>経済協力を活用した産業インフラ整備に関し、その実施状況やビジネス環境の改善効果を的確に評価する仕組みを構築する。</p> <p>経済協力の場において、重点開発課題の効果的・効率的な解決を図るため、大学の知を活用する。</p>	<p>(東アジアの成長を担う産業人材の育成) 同中期計画を踏まえて産業人材育成を進める。</p> <p>(東アジアワイドの産業インフラ整備の推進) 相手国政府との協議も行いつつ、実施状況の評価し、所要の見直しを行う。</p>	<p>(東アジアの成長を担う産業人材の育成) 同中期計画の実施状況の評価し、所要の見直しを行う。</p> <p>(東アジアワイドの産業インフラ整備の推進) 相手国政府との協議も行いつつ、実施状況に加えて、ビジネス環境の改善効果を的確に評価し、所要の見直しを行う。</p>
		APECへの積極的な取組	<p>「釜山ロードマップ」を着実に実施するための新しい行動計画の策定に積極的に貢献する。</p> <p>産業界と連携した投資環境改善、投資に関するFTAモデルの策定、途上国の専門家の能力向上支援、感染症対策等安全保障分野での地域協力について、特に日本が率先して取り組む。また模倣品・海賊版問題に対応したモデル・ガイドラインを策定し、APECメンバーに着実な実施を促す。</p>	<p>ボゴール目標年であり、日本が主催国となる2010年に向けて、以下の3分野に積極的に取り組む。投資環境整備、質の高いFTAの推進、貿易取引費用の削減、構造改革等、中小企業の振興、人材育成等、テロ・鳥インフルエンザ対策等。</p> <p>APECの事務局機能の強化に向けて、具体的な検討を行う。</p>	<p>WTOドーハラウンド及びEPA/FTAなどがアジアの経済発展にもたらす成果を踏まえ、アジア太平洋地域における「自由で開かれた貿易・投資」の達成を通じ、APEC地域の「加速され、バランスがとれ、衡平的な経済成長」を実現する。</p>

		項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
			第1 国際競争力の強化	2 アジア等海外のダイナミズムの取り込み	WTOドーハ・ラウンドへの積極的取組
アジア等海外のダイナミズムをいかす経済協力の実施	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)で示された「ODAの戦略的拡充と改革」の徹底、国際公約の着実な実施、円借款の積極的な活用、現地の実施体制の抜本的強化、包括的な事業コスト縮減目標の援助の内容等に応じた設定、コスト削減の工程表の策定を行う。 海外経済協力会議において「新たな基本方針」を早急に審議し策定する。	所要の見直しを行いつつ推進する。 海外経済協力会議において「新たな基本方針」を早急に審議し策定する。			所要の見直しを行いつつ推進する。
(2)アジア等との協働を促進し、グローバル化に対応する制度の整備					
グローバル化に対応する制度の整備	日米新租税条約をモデルとし、投資所得の源泉地国課税の引き下げに向けた租税条約交渉に引き続き取り組む。 各国の国際課税に関する課題について、情報の収集・整理や相手国との協力など改善に向けた取組を積極的に進める。	日米新租税条約をモデルとし、投資所得の源泉地国課税の引き下げに向けた租税条約交渉に引き続き取り組む。 各国の国際課税に関する課題について、情報の収集・整理や相手国との協力など改善に向けた取組を積極的に進める。			日米新租税条約をモデルとし、投資所得の源泉地国課税の引き下げに向けた租税条約交渉に引き続き取り組む。 各国の国際課税に関する課題について、情報の収集・整理や相手国との協力など改善に向けた取組を積極的に進める。

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
		<p>2 アジア等海外のダイナミズムの取り込み</p>	<p>経済のグローバル化に対応した企業結合審査に関するガイドラインの見直し</p>	<p>「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」(平成16年5月31日)を見直し、結論を得る(市場画定の在り方、独占禁止法上の問題が生じることがないと考えられる企業結合の範囲に関する基準、輸入圧力等の評価に関する基準等)。</p> <p>個別事例の公表内容のより一層の充実化を図り、輸入圧力等の評価に関して独占禁止法上の判断の根拠やその考え方を明確に示す。</p>
<p>第1 国際競争力の強化</p>	<p>日本版C-TPATの導入等</p>	<p>特定輸出申告制度について、利便性の向上と的確な制度運用の確保を勘案しつつ、見直しを行う。</p>	<p>通関情報処理システムの最適化計画等を踏まえ、税関手続の改善を図る。</p>	<p>いわゆる日本版C-TPATの導入を行う。</p>
	<p>(3) グローバル化に対応する多文化共生社会の構築</p>	<p>外国人労働者問題関係省庁連絡会において、生活者としての外国人の問題について、日本語教育の拡充、不就学児童の解消を目指す取組など社会的統合の推進、外国語表記の拡大などについて検討し、総合的な対策を2006年内にまとめる。</p> <p>「地域における多文化共生推進プラン」(平成18年3月27日)を踏まえ、2006年度内に少なくとも全都道府県・政令都市において、それぞれの指針・計画を策定するよう推進を図る。</p>	<p>生活者としての外国人の問題についての総合的な対策を着実に実施する。</p> <p>地域における多文化共生社会を構築するための総合的な対策を実施するよう推進を図る。</p>	<p>生活者としての外国人の問題についての総合的な対策を着実に実施する。</p>
<p>3 資源・エネルギー政策の戦略的展開</p>	<p>(1) 世界最先端のエネルギー需給構造の実現</p> <p>省エネルギーフロンティア計画</p>	<p>2030年までの省エネルギー技術戦略及びロードマップの第一版を2006年度中に公表する。国の研究開発プログラムの見直しに着手する。</p>	<p>事業用途の設備・技術など、各分野において、省エネ水準を市場に明示するような性能基準(ベンチマーク)と、その普及を加速化させる仕組みを整備する。</p>	<p>我が国全体のエネルギー消費効率について、温室効果ガスの排出量削減を巡る内外の動向を踏まえつつ、2030年までに更に少なくとも30%の効率改善を目指す。</p>

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)	
		省エネルギーフロン トランナー計画	<p>必要な断熱が施され、かつ住み方に見合った設備・機器を備えた快適で環境に優しい住まいの在り方、実現・普及について、検討を開始する。</p> <p>民生用機器などにおけるトップランナー基準のきめ細かな整備を行う。</p> <p>トップランナー基準などによって省エネ性能の高さを市場に示しつつ、新たな技術により省エネ性能を高めた設備等に関し、初期需要創出支援を行う。</p> <p>輸送分野における省エネ対策の普及・促進を図るため、省エネ法の周知徹底を引き続き行うほか、ベストプラクティス情報に係る整備や人材育成の在り方等について検討を行う。</p>	<p>住宅と設備の総合的な省エネ評価方法を開発する。</p> <p>トップランナー制度の適用対象を業務部門を中心に拡大する。省エネに対する取組に熱心な企業、行政機関、教育機関、個人等への表彰制度を強化する。</p> <p>企業等における省エネの取組を可視化するための確認・評価手法を2008年までに開発する。</p> <p>セクター別ベンチマーク及び評価制度に関する国際的な枠組みの確立に向けて、国際的な対話を本格化させる。</p> <p>IT等を活用した交通需要マネジメント手法の開発普及、都市における公共交通へのシフト等、省エネ型都市・地域の在り方について検討するとともに、そのモデルとなる実例を実現する。</p> <p>輸送分野における省エネ対策の普及・促進を図るため、省エネ法の周知徹底を引き続き行うほか、ベストプラクティス情報に係る整備や人材育成の在り方等について検討を行い、適切に推進する。</p>	
第1 国際競争力の強化	3 資源・エネルギー政策の戦略的展開	運輸エネルギーの次世代化	<p>次の10年間を見越した燃費基準を策定する。</p> <p>バイオディーゼル燃料の規格を策定する。</p> <p>電気自動車等低公害車の普及を推進するとともに、水素燃料電池自動車等次世代低公害車、次世代電池の技術開発を推進、支援する。</p>	<p>2008年度中に、レギュラーガソリンのオクタン価向上の是非について結論を得る。</p> <p>給油所における環境・安全対策支援などバイオ由来燃料の供給インフラの整備等を推進する。</p> <p>バイオ燃料の供給促進に向けた開発輸入への支援の在り方を検討する。</p> <p>ディーゼル車のエネルギー政策上の意義を見直す。</p>	<p>バイオ燃料(バイオエタノール)、GTL・BTL等の一層の普及、燃料電池車・電気自動車等低公害車の一層の普及等に取り組む。</p> <p>バイオエタノールの安定供給及び経済性等の課題に留意しつつ、自動車産業に10%程度のエタノール混合ガソリンへの対応を促し、既販車の安全性及び排ガス性状を確認した上で、対応車の普及状況を勘案しつつ、2020年頃を目途にエタノールを含む含酸素化合物の混合上限規定を見直すこととする。</p>

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
		第1 国際競争力の強化 3 資源・エネルギー政策の戦略的展開	運輸エネルギーの次世代化	
新エネルギーイノベーション計画	<p>燃料電池技術開発プロジェクトを実施する。</p> <p>蓄電池技術開発プロジェクト及び次世代太陽光発電プロジェクトを実施する。また、バイオエタノール高効率製造技術開発を推進する。</p> <p>太陽光、風力、バイオマスなど初期普及期にある新エネルギーの普及を支援する。</p> <p>次世代エネルギーパークなどを通じた国民の新エネルギーの理解を促進する。</p>		<p>新エネルギー技術ベンチャービジネスを支援するための環境整備を行う。</p> <p>新世代自動車向け次世代電池の技術開発プロジェクトを実施する。</p> <p>太陽光発電産業群育成に向けた技術開発を推進するための環境整備を行う。</p> <p>太陽光、風力、バイオマスなどを活用した地域ビジネスの普及を支援する。</p> <p>次世代エネルギーパークなどを通じた国民の新エネルギーの理解を促進する。</p>	<p>自動車の新車販売のハイブリッド化を推進するとともに、電気自動車・燃料電池自動車の導入を促進する。</p> <p>2030年までに太陽光発電のコストを火力発電並みとする。</p>
原子力立国計画	<p>(初期投資負担の平準化など原子力発電の新增設投資の促進) 減価償却費負担の平準化に向けた企業会計上の手当てなどの2006年度決算からの導入に向け、検討を開始する。</p> <p>(核燃料サイクルの早期確立) 六ヶ所再処理工場の操業開始、プルサーマル導入の推進などの理解促進活動を強化する。</p> <p>新型遠心分離機、軽水炉M O X燃料加工に関する技術開発を推進するなど、国内における原子力産業を強化する。</p>		<p>(初期投資負担の平準化など原子力発電の新增設投資の促進) 官民によるリスク分散の対応策、広域運営の促進方策などを検討する。</p> <p>(核燃料サイクルの早期確立) 2010年頃の新型遠心分離機の導入、2012年の軽水炉M O X燃料加工工場操業開始、2010年度までにおける16～18基のプルサーマル導入などを目指した理解促進活動や必要な技術開発の推進などの取組を継続する。</p>	<p>(初期投資負担の平準化など原子力発電の新增設投資の促進) 2030年までに発電電力量に占める原子力比率を、30～40%という現在の水準、若しくは、それ以上とする。</p> <p>(核燃料サイクルの早期確立) 核燃料サイクルに関する理解促進活動や必要な技術開発を継続して実施する。</p>

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
		原子力立国計画	<p>(高速増殖炉サイクルへの早期の円滑な移行の実現) 高速増殖炉サイクルの実用化戦略調査研究フェーズの成果の評価を行い、その後の研究開発の方針を提示する。</p> <p>高速増殖炉サイクル実用化に向けた移行シナリオを早期に策定し、研究開発側と導入者側等関係者間での検討を開始する。</p>	<p>(高速増殖炉サイクルへの早期の円滑な移行の実現) 高速増殖炉「もんじゅ」の運転を再開する。</p> <p>実用化戦略調査研究フェーズの評価を踏まえ、高速増殖炉サイクルに関する研究開発を引き続き推進する。</p> <p>実証炉と関連サイクル実証施設の導入技術の選定・開発に向けた研究開発側と導入者側等関係者間での検討を進める。</p>
第1 国際競争力の強化	3 資源・エネルギー政策の戦略的展開	<p>(原子力発電拡大と核不拡散の両立に向けた国際的な枠組み作りへの関与) GNEP構想など新たな国際的枠づくりに協力する。</p>	<p>(原子力発電拡大と核不拡散の両立に向けた国際的な枠組み作りへの関与) 必要に応じて具体的な国際研究協力を実施する。</p>	<p>(原子力発電拡大と核不拡散の両立に向けた国際的な枠組み作りへの関与) 必要に応じ国際研究協力を継続して実施するとともに、その研究成果を踏まえた国際的枠組の具体化に協力する。</p>
		<p>(次世代を支える技術開発や人材の維持・強化) 20年ぶりの官民一体での次世代軽水炉開発プロジェクト(日本型軽水炉開発の事業化調査)を2006年度から開始する。</p> <p>現場技能者の育成・技能継承への支援(個別企業の枠を越えた地域の取組への支援)を2006年度から開始する。</p>	<p>(次世代を支える技術開発や人材の維持・強化) 事業化調査の結果を踏まえ、次世代軽水炉の開発段階に移行する。</p>	<p>(次世代を支える技術開発や人材の維持・強化) 2030年前後と予想されるリプレース期における本格的な導入を目指し、次世代軽水炉の開発を継続して実施する。</p>
		<p>(核融合エネルギー技術の研究開発の推進) ITER計画及び幅広いアプローチの早期開始に向けて、協定締結手続等を進める。</p>	<p>(核融合エネルギー技術の研究開発の推進) 合意されたスケジュールに従い、ITER建設活動及び幅広いアプローチを着実に実施する。</p>	<p>(核融合エネルギー技術の研究開発の推進) ITER建設活動を着実に実施する。幅広いアプローチについて、合意されたスケジュールに従い、着実に実施する。</p>

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
		原子力立国計画	<p>(放射性廃棄物対策の強化) 高レベル放射性廃棄物の最終処分地の候補地選定に向け、地域支援の充実、全国各地での広報の強化を行う。</p> <p>2030年代半ば頃の最終処分開始を目指し、地層処分技術の信頼性・安全性の向上のための技術開発を推進する。</p> <p>高レベル放射性廃棄物等の地層処分のための安全規制制度の整備を進める。</p> <p>(より効果的な安全規制の導入・定着) 原子力発電所の高経年化対策の実績を踏まえガイドライン等の見直しを行う。また、高経年化対策の技術情報基盤の整備を推進するため、産学官の連携の強化等を図る。</p> <p>「検査の在り方に関する検討会」の結論等を踏まえ、品質保証を重視した検査制度を充実・強化するため、また、現在、運転停止中に集中している検査から、運転中も含めた個別プラントの保安活動全体を的確に確認する検査へ移行するため、制度整備を進める。</p>	<p>(放射性廃棄物対策の強化) 高レベル放射性廃棄物の最終処分地の候補地選定プロセスを継続的に実施する。</p> <p>地層処分技術の信頼性・安全性の向上のための技術開発を継続的に実施する。</p> <p>関係機関における検討等を踏まえ、炉心等廃棄物の余裕深度処分のための規制基準等の整備を進める。</p> <p>(より効果的な安全規制の導入・定着) 原子力発電所の高経年化対策を継続的に着実に運用する。また、安全研究の推進、産学官の連携の強化等を推進する。</p> <p>「検査の在り方に関する検討会」の結論等を踏まえ、品質保証を重視した検査制度を充実・強化し、また、現在、運転停止中に集中している検査から、運転中も含めた個別プラントの保安活動全体を的確に確認する検査へ移行し、安全規制の実効性を高める。</p>
	(2) 資源外交、環境・エネルギー協力等の総合的な強化			
	総合資源確保戦略	<p>(資源確保戦略の強化と資源国との総合的な関係強化等) 中核的企業を始めとする我が国資源開発企業へリスクマネーを供給する。</p> <p>エネルギー以外の分野も含めた資源国との総合的な関係を強化する。</p>	<p>(資源確保戦略の強化と資源国との総合的な関係強化等) 中核的企業を始めとする我が国資源開発企業へリスクマネーを供給する。</p> <p>エネルギー以外の分野も含めた資源国との総合的な関係を強化する。</p>	<p>(資源確保戦略の強化と資源国との総合的な関係強化等) 2030年までに、我が国の自主開発比率を引取量ベースで40%に引き上げることを目指す。</p>

第1 国際競争力の強化

3 資源・エネルギー政策の戦略的展開

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)	
		総合資源確保戦略	<p>資源確保指針の策定を通じた公的金融や経済協力との戦略的な連携を図る。</p> <p>非在来型資源の生産・利用技術等の技術開発を実施する。</p> <p>以上の取組等を通じて、石油・天然ガスの自主開発の推進及び供給源の多様化を戦略的に推進する。</p> <p>(化石エネルギーのクリーンな利用の開拓) 石炭ガス化複合発電や残渣油の有効活用技術など化石燃料のクリーンな利用技術の開発及び普及を支援する。</p> <p>火力発電や産業部門のボイラ需要などにおける天然ガスの利用拡大を支援する。</p> <p>(鉱物資源戦略の強化) ウラン資源の探鉱開発活動や関連投資活動への支援等開発支援策を推進する。</p> <p>資源国において関係の深い経済協力案件の発掘強化、必要な二国間協定等の整備を進める。</p> <p>非鉄金属のマテリアルフローの把握、代替材料の開発支援、リサイクルの促進など、鉱物資源に関する総合的な対策を実施する。</p>	<p>資源確保指針の策定を通じた公的金融や経済協力との戦略的な連携を図る。</p> <p>非在来型資源の生産・利用技術等の技術開発を実施する。</p> <p>以上の取組等を通じて、石油・天然ガスの自主開発の推進及び供給源の多様化を戦略的に推進する。</p> <p>(化石エネルギーのクリーンな利用の開拓) 石炭ガス化複合発電や残渣油の有効活用技術など化石燃料のクリーンな利用技術の開発及び普及を支援する。</p> <p>火力発電や産業部門のボイラ需要などにおける天然ガスの利用拡大を支援する。</p> <p>(鉱物資源戦略の強化) ウラン資源の探鉱開発活動や関連投資活動への支援等開発支援策を推進する。</p> <p>資源国において関係の深い経済協力案件の発掘強化、必要な二国間協定等の整備を進める。</p> <p>非鉄金属のマテリアルフローの把握、代替材料の開発支援、リサイクルの促進など、鉱物資源に関する総合的な対策を実施する。</p>	<p>資源確保指針の策定を通じた公的金融や経済協力との戦略的な連携を図る。</p> <p>非在来型資源の生産・利用技術等の技術開発を実施する。</p> <p>以上の取組等を通じて、石油・天然ガスの自主開発の推進及び供給源の多様化を戦略的に推進する。</p> <p>(化石エネルギーのクリーンな利用の開拓) 石炭ガス化複合発電や残渣油の有効活用技術など化石燃料のクリーンな利用技術の開発及び普及を支援する。</p> <p>火力発電や産業部門のボイラ需要などにおける天然ガスの利用拡大を支援する。</p> <p>(鉱物資源戦略の強化) ウラン資源の探鉱開発活動や関連投資活動への支援等開発支援策を推進する。</p> <p>資源国において関係の深い経済協力案件の発掘強化、必要な二国間協定等の整備を進める。</p> <p>非鉄金属のマテリアルフローの把握、代替材料の開発支援、リサイクルの促進など、鉱物資源に関する総合的な対策を実施する。</p>
第1 国際競争力の強化	3 資源・エネルギー政策の戦略的展開	アジア環境・エネルギー協力戦略	(新エネ・省エネルギー協力) 中国、インドを始めとするアジアの重点国と省エネルギー政策対話を実施し、省エネアクション・プランを策定する。	(新エネ・省エネルギー協力) アジア諸国での省エネ制度構築及び省エネ制度の的確な運用を支援するとともに、我が国の省エネ基準、ラベリングの国際展開を図る。	(新エネ・省エネルギー協力) アジア諸国における自律的な省エネの推進・新エネの導入促進により、アジア諸国のエネルギー需給構造を改善する。

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
		<p>アジア環境・エネルギー協力戦略</p> <p>「日中省エネルギー・環境総合フォーラム」等の開催を通じて、中国、インド等のアジア諸国との二国間の政策対話、ビジネスベースでの交流を強化する。</p> <p>「省エネルギー・新エネルギー国際協力協議会」等の開催を通じて、我が国の協力関係機関間の連携を強化する。</p> <p>我が国の優れた省エネ機器、設備の普及等の我が国企業のビジネス展開を支援するため、モデル事業、セミナー等を着実に実施する。</p> <p>アジアにおける太陽光発電等の普及のグランドデザインを検討する。</p> <p>アジア産バイオ燃料普及のグランドデザインを検討する。</p> <p>(石炭協力) 中国、インドネシア、ベトナムを中心に研修受入、専門家派遣、セミナー開催等を実施し、我が国の優れた石炭のクリーン利用技術、石炭生産・保安技術のアジア地域での普及を図る。</p> <p>特に、中国においては、石炭液化の技術協力等を実施する。</p> <p>(石油備蓄協力) アジアにおける石油備蓄の導入に向けて共通認識の醸成を図る。</p>	<p>新エネルギー買取制度等の新エネ分野の制度構築を支援するとともに、気候条件等の地域特性を踏まえた新エネ技術の共同実証を着実に実施する。</p> <p>国際機関、国際NPO等との連携を強化し、国際的な省エネ推進体制を構築する。</p> <p>アジア太平洋パートナーシップなどへの貢献を通じ、企業の省エネルギー取組の市場評価を促進する。</p> <p>アジアにおける太陽光発電等の普及のグランドデザインを策定する。新エネルギーや省エネルギー分野において、CDMの活用支援等により、企業のアジア諸国における事業展開を促進する。</p> <p>アジア産バイオ燃料の普及のグランドデザインを策定し、その持続可能な生産・普及に向けた取組を推進する。</p> <p>(石炭協力) 石炭のクリーン利用技術、石炭生産・保安技術のアジア地域での更なる普及を図る。また、CDMを活用した石炭クリーン利用技術のアジアへの普及を図る。</p> <p>(石油備蓄協力) アジア各国における備蓄制度の構築など緊急時対応体制の整備に対し、必要なノウハウ・制度面での協力を進める。</p>	<p>アジア諸国において温室効果ガスの排出を抑制すべく、太陽光発電等及び省エネ機器・設備の一層の普及を推進する。</p> <p>アジア各国において、運輸部門の温室効果ガス排出を抑制すべく、バイオ燃料の一層の普及を推進する。</p> <p>(石炭協力) アジア諸国における化石燃料のクリーン利用技術の普及などを通じ、アジアのエネルギー需給の安定に貢献する。</p> <p>(石油備蓄協力) 緊急時融通制度などを通じたアジアにおけるエネルギー協力の地域枠組みの構築を模索する。</p>

第1 国際競争力の強化

3 資源・エネルギー政策の戦略的展開

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
		アジア環境・エネルギー協力戦略	<p>(原子力協力) 原子力発電所導入を図るベトナム・インドネシアに対して、核不拡散及び安全確保のために必要な制度整備の支援を開始するとともに、人材育成支援を継続実施する。</p> <p>中国の新規原子力発電所建設に参画する我が国企業を最大限支援するとともに、人材育成支援を継続実施する。</p> <p>(原子力安全確保のための地域的協力枠組みの創設) 原子力発電の大幅な拡張が計画されている北東アジア地域全体における原子力発電の一層の安全性向上を目指して、地域協力の枠組み構築等、北東アジアの原子力発電諸国における原子力安全規制機関の連携を強化するための方策を検討する。</p> <p>(クール・ビズの取組のアジアへの発信) アジア諸国の大使等の参加を得て、クール・ビズファッションショーを実施する。</p> <p>(アジア共同の環境危機情報システムの形成) アジア地域において、酸性雨など個別課題ごとに環境モニタリングのネットワークづくり等に取り組み、アジア諸国における環境管理能力の向上を図るとともに、モニタリングで得られる環境情報の活用、ビジネスへの応用等の課題を検討する。</p> <p>環境モニタリングの向上のため、温室効果ガス観測技術衛星(GOSAT)センサーの開発などのインフラ整備を実施する。</p>	<p>(原子力協力) ベトナム・インドネシアへの制度整備支援を定着させるとともに、人材育成支援を継続実施する。</p> <p>中国の新規原子力発電所建設に参画する我が国企業を最大限支援するとともに、人材育成支援を継続実施する。</p> <p>(原子力安全確保のための地域的協力枠組みの創設) 北東アジア地域における原子力安全規制機関の連携の下で具体的な原子力安全に係る地域内協力を実施していく。</p> <p>(クール・ビズの取組のアジアへの発信) アジアの風土・伝統をいかしつつ環境に配慮したライフスタイルについて、アジアに情報発信する。</p> <p>(アジア共同の環境危機情報システムの形成) アジア諸国と連携しつつ、個別課題ごとに環境モニタリングの質及び量の向上を図る。</p>
第1 国際競争力の強化	3 資源・エネルギー政策の戦略的展開			

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
		<p>アジア環境・エネルギー協力戦略</p> <p>(我が国の先進的な3R技術・システムの展開) 2006年秋頃に、東アジアの産業界、学界、行政等の専門家が連携し、最先端の3R技術・システムの情報交換のための研究ネットワークを形成する。</p> <p>2006年秋頃に、3Rイニシアティブの一層の推進に向け、アジア諸国を中心に、生ごみの処理などの具体的な課題に対応するための国際会議を開催する。</p> <p>(環境問題、省エネルギー、再生可能エネルギーに係る人材の養成) 「国連持続可能な開発のための教育10年」を踏まえ、アジアの大学や大学院間のネットワークづくりの促進や、ビジネスリーダーの養成など、環境分野に強い人材育成のための方策を検討する。</p> <p>産業界と連携して、環境経営に関する実務的な研修の基盤整備や海外進出・関連企業の現場での人材育成上の課題の検討を行う。</p>	<p>(我が国の先進的な3R技術・システムの展開) 2008年を目途に、アジア開発銀行(ADB)や国連環境計画(UNEP)と連携し、アジアを中心とした3R技術・システムの情報拠点(ナレッジ・ハブ)を構築する。</p> <p>2007年のベトナムを始め、アジアにおいて、3R推進のための計画策定やプロジェクト等への支援を推進する。</p> <p>(環境問題、省エネルギー、再生可能エネルギーに係る人材の養成) アジアの諸大学・大学院等との連携等により、環境分野に強い人材育成を推進する。</p> <p>産業界と連携して、企業の環境管理のための人材養成を促進する。</p>	<p>(我が国の先進的な3R技術・システムの展開) 3R技術・システムの移転促進の国際的な枠組みの充実を図り、先進的な技術・システムの研究開発やその東アジアへの普及を推進する。</p> <p>2012年頃までに、東アジアでの循環型社会の構築に向けた基本的な考え方や目標を定めた「東アジア循環型社会ビジョン」を策定する。</p> <p>(環境問題、省エネルギー、再生可能エネルギーに係る人材の養成) アジアの諸大学・大学院等との連携等により、環境分野に強い人材育成を推進する。</p> <p>産業界と連携して、企業の環境管理のための人材養成を促進する。</p>
<p>第1 国際競争力の強化</p> <p>3 資源・エネルギー政策の戦略的展開</p>	<p>(3) エネルギーの供給途絶に備えた緊急時対応の充実</p>	<p>国家製品備蓄の導入、国家備蓄放出の機動性強化(貸付措置の導入等)の整備を図る。</p> <p>国内天然ガスパイプライン網の整備状況について調査を実施する。</p> <p>エネルギー企業における事業継続性計画の策定普及に向けた取組を開始する。</p>	<p>備蓄水準に関してはIEA主要加盟国平均以上を維持しつつ、状況変化を適切に把握し、必要に応じ石油備蓄制度の見直しを継続していく。</p> <p>国内ガス供給インフラの今後の整備の方針について検討の上、必要な施策を着実に推進する。</p> <p>状況に応じ、エネルギー企業における事業継続性計画のガイドラインを整備する。</p>	<p>必要に応じ整備方針を修正しつつ、必要な施策を着実に推進する。</p> <p>備蓄水準に関してはIEA主要加盟国平均以上を維持しつつ、状況変化を適切に把握し、必要に応じ石油備蓄制度の見直しを継続していく。</p>

		項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
第1 国際競争力の強化	3	(4) エネルギー技術戦略の策定、強いエネルギー産業の実現	2006年に第1版を策定するエネルギー技術開発戦略を参考に重点的支援を行うとともに、効果的な開発体制の在り方についても検討を進める。	エネルギー技術開発戦略について、関係者間の継続的な意思疎通等から出てきた意見を十分考慮した形で、これを毎年見直す(ローリング)とともに、これを参考にした重点的かつ効果的な技術開発を推進する。	技術開発戦略をベースとして、超長期をも見据えた将来の方向性の共有により、官民の長期にわたる軸のぶれない取組を確保し、世界のトップランナーであり続ける。
	資源・エネルギー政策の戦略的展開				

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (~2008年度)	長期 (~2015年度)
		<p>(1) IT革新による競争力強化</p>	<p>「IT新改革戦略」(平成18年1月19日)の目標を確実に達成するため、中長期的な観点から政府が迅速かつ重点的に実施すべき具体的な施策をとりまとめ、「重点計画-2006」等を通じて関係府省の取組強化を図る。</p> <p>産官学による生産性向上の意義の共有・普及のための「トップセミナー」や地方イベントを開催する。</p> <p>「ITの戦略的導入のための行動指針」、「IT経営力指標」の策定・普及を行う。</p> <p>「安心・安全な情報経済社会の実現のための行動計画」を着実に実施する。</p> <p>1個5円以下の低価格電子タグを市場へ供給するとともに、商品コード等の国際標準を実現することにより、電子タグの活用基盤を整備する。</p>	<p>継続して各施策の進捗状況の把握・評価を行い、必要に応じて関連施策の見直し等を指示するなど、各施策の実現に向けて取組の強化を図る。</p> <p>「安心・安全な情報経済社会の実現のための行動計画」を見直す。</p> <p>組み込みソフトウェアの信頼性を高めるための開発環境の整備及び技術開発を行う。</p> <p>ミドルウェアを含めた電子タグの規格の国際標準化を推進するとともに、あらゆる産業での利用拡大を通じて、流通効率化や新産業の創出を実現する。</p>
<p>第2 生産性の向上(ITとサービス産業の革新)</p> <p>1 ITによる生産性向上と市場創出</p>	<p>(2) ITを活用した中小企業の経営力の向上</p>	<p>中小企業における「IT経営」の先進的成功事例を「IT経営百選」として表彰する。</p> <p>全国9ブロックで設立・運営されている「IT経営応援隊」を通じて、成功事例の紹介、セミナー等を行い、中小企業への「IT経営」の普及を図る。</p> <p>中小企業経営者等に対して、「IT経営応援隊」事業を通じて「IT経営」に必要な知識習得のための研修を行う。</p> <p>ITコーディネータ等専門家を活用し、中小企業のITを活用した経営革新を支援する。</p>	<p>中小企業における「IT経営」の先進的成功事例の表彰を行うほか、「IT経営」成功事例の収集・情報提供等を行う。</p> <p>経営者・CIO等中小企業が「IT経営」を実現するために必要な人材育成を行う。</p> <p>地域における中小企業ユーザーと支援機関、ベンダー等による「IT経営」成功事例創出の好循環モデル創出とその普及を図る。</p>	<p>企業経営をITによって最適化する企業の割合を世界トップクラスに引き上げる。</p>

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
		<p>(3) ITの創造的活用とコンテンツ市場の拡大</p> <p>国際共同製作のマッチング支援を行う。</p> <p>IPマルチキャスト方式による地上放送の同時再送信について著作権法上「有線放送」と同様の取扱いとするための著作権法の改正を行う。</p> <p>ネット上のコンテンツ取引市場の整備方針を策定する。</p> <p>コンテンツポータルサイトの構築を支援する。</p> <p>情報家電のネットワーク化を一層推進するための研究開発・実証実験を推進する。</p> <p>アニメ分野等における人材育成事業を実施する。</p> <p>デジタルシネマを推進する。</p>	<p>東京国際映画祭等の積極的拡大により国際コンテンツカーニバルを開催する。</p> <p>国際共同製作を本格化させる。</p> <p>IPマルチキャスト方式による自主放送の取扱いを含めた放送法制や著作権法などの関連法制の在り方について検討する。</p> <p>ネット上のコンテンツ取引市場の本格運用を開始する。</p> <p>情報家電のネットワーク化により、消費者がより豊かなコンテンツ・サービスを安全・安心・簡単・便利に楽しめる環境を実現する。</p> <p>次代を担う中核人材を発掘・育成する。</p> <p>デジタルシネマの推進により、新たな市場を創出する。</p>	<p>2015年において約5兆円のコンテンツ市場の拡大を目指す。</p>
<p>第2 生産性の向上(ITとサービス産業の革新)</p> <p>1 ITによる生産性向上と市場創出</p>	<p>(4) IT革新を支える産業・基盤の強化</p> <p>半導体・情報家電分野における標準化・研究開発を推進する。</p> <p>産官学の協力による情報検索・情報解析など次世代の「知的情報アクセス」に係る研究開発体制を構築する。</p> <p>産学官の協力によるセキュア・プラットフォームなど次世代のシステム統合技術に係る研究開発体制を構築する。</p> <p>世界に通用する高度IT人材育成のための拠点大学を選定する。</p> <p>市場の透明性を向上させるため、情報システムの信頼性等の価値を評価する指標を整備する。</p>	<p>「第3期科学技術基本計画」等に基づき、継続して半導体・情報家電分野における標準化・研究開発を推進する。</p> <p>情報検索・情報解析など次世代の「知的情報アクセス」に係る研究開発を実施するとともに実装の支援を行う。</p> <p>セキュア・プラットフォームなど次世代のシステム統合技術に係る研究開発を実施する。</p> <p>ソフトウェアの信頼性・生産性の向上を推進するとともに、革新的な技術の開発、オープンソースソフトウェアを安心して活用するための環境整備、独創的な人材の発掘等を行う。</p> <p>拠点大学につき2年経過後を目途に中間評価を行い、産学官の連携による人材育成を推進する。</p>	<p>大学・企業の枠を超えた教育体制の実現、人材育成の拠点形成による人材育成機能の抜本的強化、長期的な社会情勢の変化等に応じたソフトウェア開発に対応出来る人材育成を行う。</p>	

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
第2 生産性の向上(ＩＴとサービス産業の革新)	(1)「サービス産業生産性向上運動」の創設			
	「サービス産業生産性協議会」の創設	2006年度内をメドに「サービス産業生産性協議会」を創設する。	業種ごとの生産性向上をフォローアップする。 サービス分野の企業が取り組みやすい生産性指標を開発する。 「日本サービス品質賞」を創設する。	
	「サービス研究センター」の設置	2006年度内に「サービス研究マップ」を策定する。	2007年度に「サービス研究センター」を設置する。	
	(2) 今後発展が期待されるサービス分野への政策の重点化			
	重点サービス6分野への政策の重点化	事業の高度化に向けた実証事業の実施を通じた成功事例の積上げ、成功・失敗要因分析に基づく事業運営手引きの策定等を通じた「産業観光」、「文化観光」、「ヘルスツーリズム」を含む顧客ニーズや地域の観光資源の特性を踏まえた新たな観光・集客ビジネスモデルの確立等を支援する。 医療法人に必要な会計の在り方の検討や公募債の導入を始めとする市場ルールの活用を行う。	事業の高度化に向けた実証事業の実施を通じた成功事例の積上げ、成功・失敗要因分析に基づく事業運営手引きの策定等を通じた「産業観光」、「文化観光」、「ヘルスツーリズム」を含む顧客ニーズや地域の観光資源の特性を踏まえた新たな観光・集客ビジネスモデルの確立等を支援する。 地域ヘルスケア提供体制の重点化を推進する。	2015年までに、重点サービス6分野(健康・福祉、育児支援、観光・集客、コンテンツ、ビジネス支援、流通・物流)において70兆円の市場規模拡大を目指す。 事業の高度化に向けた実証事業の実施を通じた成功事例の積上げ、成功・失敗要因分析に基づく事業運営手引きの策定等を通じた「産業観光」、「文化観光」、「ヘルスツーリズム」を含む顧客ニーズや地域の観光資源の特性を踏まえた新たな観光・集客ビジネスモデルの確立等を支援する。
	サービスに関する人材育成の推進	大学等に対する財政支援等を通じて、サービス産業の革新に資する人材育成を推進するための教育のモデルの作成に着手する。	大学等に対する財政支援等を通じて、サービス産業の革新に資する人材育成を推進するための教育のモデルづくりを行う。	大学等において、サービス産業の革新に資する人材を自立的・継続的に育成する。

		項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
第2 生産性の向上(ITとサービス産業の革新)	2 サービス産業の革新		(3) サービス統計の抜本的拡充	真に府省横断的かつ専門性を兼ね備えた司令塔機能の強化について、内閣府統計制度改革検討委員会において得られる結論に基づき、統計制度改革の一環として取組を進める。	2008年度にサービス産業全体の生産・雇用等の状況を月次ベースで概括的に把握できる統計(サービス産業動態統計)を創設する。 2007年度にサービス産業動態統計の創設に向けた試験調査等を実施する。
	3 世界最先端の通信・放送に係るインフラ・サービスの実現		「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(平成18年6月20日)に基づき、施策を推進する。	「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(平成18年6月20日)に基づき、施策を推進する。	「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(平成18年6月20日)に基づき、施策を推進する。

		項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
			第3 地域・中小企業の活性化(地域活性化戦略) 1 地域経営の活性化	(1) 地域資源を活用した地域産業の発展	食品、繊維、木製品等の生活関連製造業、農林水産業等に係る地域の資源をいかした新商品開発や販路開拓を強力に進めるとともに、産業等の観光化、エコツーリズム等による観光の振興、コミュニティビジネスの振興等を強力に行う。また、地域発の商品を直接消費者に提供する小売事業者への支援を行う。
(2) 地域の自立や競争力強化と戦略的な基盤づくり	地域の自立・競争力強化に向けて頑張る地域を応援し、地域間競争の条件整備に資するため、地域特性をいかした取組や道路、港湾等の基盤への戦略的投資や地域公共交通の整備を推進する。	引き続き、地域の自立・競争力強化に向けて頑張る地域を応援し、地域間競争の条件整備に資するため、地域特性をいかした取組や道路、港湾等の基盤への戦略的投資や地域公共交通の整備を推進する。		自立的で競争力の高い地域の実現を図る。	
(3) 地域のひとづくり・雇用の創出	2007年度予算編成過程を通じて、2007年2月を目途に、ひとづくり・雇用創出を図る地域再生計画の実現を省庁連携により一体的・重点的に支援する「地域の雇用再生プログラム(仮称)」を策定する。	「地域の雇用再生プログラム(仮称)」により、地域が創造力を発揮する雇用創出の取組を推進する。 地方公共団体は、地域の民間事業者、NPO等と連携し、地域の実情に応じて地域再生計画に定める目標の達成に向け、必要な事業を推進する。		「地域の雇用再生プログラム(仮称)」の施策の活用状況を踏まえ、地域の声に基づき、地域の雇用創出施策の改善・充実を図る。 地方公共団体は、地域再生計画の実施状況を踏まえ、目標の達成のために必要な事業の見直しを行い、その推進を図る。	
(4) 自ら考え行動する農山漁村の活性化等	地域活性化のモデル事例を全国に発信するとともに、自ら考え行動する地域活性化のための取組を促進する施策を導入する。 グリーン・ツーリズムを始めとする都市と農山漁村の共生・対流を図る取組を推進する。 食品産業と農業などの連携強化による各種取組を推進する。	地域活性化のモデル事例を全国に発信するとともに、自ら考え行動する地域活性化のための取組を促進する施策を推進する。 グリーン・ツーリズムを始めとする都市と農山漁村の共生・対流を図る取組を推進する。 食品産業と農業などの連携強化による各種取組を推進する。		2010年度までの5年間で、農林水産業を核とした自律的で経営感覚豊かな取組によって活性化し、全国のモデルとなるような農山漁村の事例数を250とする。 食料・農業・農村基本計画工程表に基づき、2009年度に交流人口を3,000万人とするなど、都市と農山漁村の共生・対流を国民的な運動として定着させる。 食品産業と農業などの連携強化による各種取組を推進する。	

		項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
			第3 地域・中小企業の活性化(地域活性化戦略) 1 地域経営の活性化	(5) 公的サービスのコスト低減・質的向上	<p>広域的に連携することにより、医療・福祉・介護を始めとする公的サービスを効率化し、コスト低減・質的向上を図る。</p>
(6) 地域の技術開発と産学官連携等	<p>地域の知の拠点として地域に貢献している地方大学等と連携しつつ、生活関連製造業等に係る地域資源を最大限活用したイノベーションが連続的に起こる仕組みの下で、地域の实用化技術開発を支援する。</p> <p>コーディネーター機能の充実やネットワーク形成等を図る。</p>	<p>産学官ネットワークの拡充・緊密化、地域における技術開発等を重点的に実施し、新たに重点化した対象分野及び対象地域において産業クラスター計画を推進する。また、知的クラスターと産業クラスターの更なる連携を図りつつ、政府一体となって「地域科学技術クラスター」の形成を目指す。</p> <p>地域の知の拠点として地域に貢献している地方大学等と連携しつつ、生活関連製造業等に係る地域資源を最大限活用したイノベーションが連続的に起こる仕組みの下で、地域の实用化技術開発を支援する。</p>		<p>5年間で4万件の新事業創出を目指すなど、産業クラスター計画の実現を図る。また、知的クラスターと産業クラスターの更なる連携のもと、政府一体となって「地域科学技術クラスター」の形成を目指す。</p> <p>5年間で1,000件の新事業、新製品、特許等の知的財産などの成果を目指すなど、生活関連製造業等に係る实用化技術開発を支援し、地域の資源を最大限活用したイノベーションを促進する。</p>	
(7) 広域連携による地域活性化	<p>市町村の区域にかかわることなく、場合によっては県境をも越えて、複数の市町村に広域的にまたがるような経済的社会的に一つのまとまりをもつ地域(市町村合併などにより単独の市町村が経済的社会的に一つのまとまりをなしている場合を含む)を単位として、地域活性化を図るための総合的な支援を行う。</p>	<p>産業振興ビジョン策定を含め、総合的に支援を行う。</p>		<p>複数の市町村に広域的にまたがるような経済的社会的に一つのまとまりをもつ地域(市町村合併などにより単独の市町村が経済的社会的に一つのまとまりをなしている場合を含む)を単位とした地域活性化を図る。</p>	

		項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
第3 地域・中小企業の活性化(地域活性化戦略)	1 地域経営の活性化	(8)新しい政策目標指標の設定 - 「就業達成度」	就業率(65歳以上の高齢者も含めた就業率)に加え、就業満足度、生活環境等を加味することを検討し、これらを総合した地域経済産業政策遂行の指標として「就業達成度」指標を作成する。		
		(1)「地域資源活用企業化プログラム」の創設	地域中小企業による地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・販売を促進するための総合的な支援策「地域資源活用企業化プログラム」を創設する。	「地域資源活用企業化プログラム」により、マーケティング等に対する支援(ハンズオン支援)、新商品の市場調査、企画・開発、販路開拓等への資金支援、地域活性化のためのファンドの設立、人材育成支援等を実施する。	「地域資源活用企業化プログラム」を着実に実施する。地方活性化策と併せて、5年間で1,000の新事業創出の取組を地方において創出することを目指す。結果として、地域の活性化を実現する。
	2 中小企業の活性化	(2)モノ作り中小企業の競争力強化	<p>「中小ものづくり高度化法」を中核に、「特定ものづくり基盤技術高度化指針」の策定、研究開発プロジェクトに対する支援、技術継承の支援、モノ作り教育の充実等を実施する。</p> <p>支援対象となる特定ものづくり基盤技術の追加指定や、施策の対象となる川下産業の拡大を行うとともに、中小企業による公設試、国立研究所、大学等研究機関の活用を促進し、地域のニーズにあった技術開発支援を行う。さらに、モノ作り中小企業の底上げのための支援を行う。</p> <p>若手技術者の育成を支援するため、地域の高等専門学校等を活用し、地域の中小企業のニーズに即した技術者の育成プログラムを構築する。さらに、モノ作り中小企業の人材確保のため、工業高校のモデル的なカリキュラムの策定の枠組みを構築する。</p>	<p>「中小ものづくり高度化法」の支援策に関し、研究開発プロジェクトの成果については、その早期の事業化、中小企業の製造、加工品質の向上に資する校正事業の利用の拡大、技能継承の取組の本格化等、モノ作り中小企業の支援による製造業の国際競争力の強化に向けた取組を更に推進する。</p> <p>「ものづくり基盤技術高度化指針」に関しては、川下大企業のニーズの変化や川上中小企業の技術力の高度化の状況、更にはモノ作り中小企業全体の底上げの程度を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>高専等や工業高校などを活用し、モノ作り中小企業の技術者の育成プログラムの実施・充実させることにより、中小企業の若手技術者の育成を支援していく。</p>	<p>「中小ものづくり高度化法」に基づく総合対策を着実に実施し、2011年度には、当該施策の効果などを検証し、必要な見直しを行う。これにより、5年間で500プロジェクトから成果を得て、優れたモノ作り中小企業の厚みの倍増を目指す。</p> <p>高専等や工業高校などを活用したモノ作り中小企業の技術者の育成プログラムの実施により、全国50を超える地域で中小企業の若手技術者の育成が定着することを目指す。</p>

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
		<p>(3) 地域コミュニティを支える中小小売商業の展開や小規模・零細企業の振興</p>	<p>「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」(「中心市街地活性化法」)の改正を踏まえた地域の取組を加速化させるため、商業活性化事業に対して重点的支援を講じ、戦略的に他の模範となる例を創出していく。</p> <p>商店街空き店舗を少子化、就業機会創出対策として活用する事業を支援するための枠組みを構築する。</p> <p>これまでの関連施策の更なる活用や有機的連携も含め、実質的に小規模・零細企業支援を的確に推進する。</p>	<p>「中心市街地活性化法」の改正を踏まえた地域の取組を着実に支援する。</p> <p>商店街空き店舗を少子化、就業機会創出対策として活用し、100の成功したモデル事例を創出する。</p> <p>小規模・零細企業対策を体系的に見直し、新たな施策展開を含め全体的に取り組む。</p>
<p>第3 地域・中小企業の活性化(地域活性化戦略)</p> <p>2 中小企業の活性化</p>	<p>(4) 中小企業の再生・再起業の推進や女性・高齢者をいかに地域中小企業の事業展開の支援</p>	<p>中小企業再生支援の円滑な実施のため、再生支援協議会の体制強化及び再生支援人材の育成を図る。</p> <p>信用保証制度における、求償権先に対する新規保証の拡大、第三者保証人の原則非徴求を的確に実施する。</p> <p>政府系金融機関や信用保証協会による、再挑戦・事業再生を支援する融資・保証の枠組みの創設・拡充について検討を行い、可能なものから実施する。</p> <p>再挑戦のための相談窓口を全国に設置するための制度を創設する。</p> <p>高齢者・団塊世代等が再挑戦するために商店街の空き店舗等の提供を通じ再挑戦を促す。</p> <p>女性・高齢者等を活用するための育児施設その他の厚生施設の環境整備を行う枠組みを構築する。</p>	<p>「産業活力再生特別措置法」の法期限である2008年までに中小企業における事業再生の更なる円滑化を図るため中小企業再生支援協議会の在り方を見直す。</p> <p>政府系金融機関や信用保証協会による、再挑戦・事業再生を支援するための融資・保証の枠組みを着実に実行する。</p> <p>再挑戦のための相談窓口を全国に設置する。</p> <p>高齢者・団塊世代等が再挑戦するために商店街の空き店舗等を提供する事業を支援する。</p> <p>女性・高齢者等を活用するための育児施設その他の厚生施設の環境整備を支援する。</p>	<p>全国において、中小企業の再生のための人材などインフラが整い、恒常的な中小企業再生が可能となるよう環境を実現する。</p> <p>再生企業数、再起業者数などを増加させる。</p> <p>再挑戦等を増加させる。</p> <p>高齢化社会等の社会状況に対応して、商店街等が有効に活用されるよう、空き店舗活用事業を実施する。</p> <p>中小企業の女性・高齢者を活用した事業を活性化する。</p>

		項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
			第3 地域・中小企業の活性化 (地域活性化戦略)	2 中小企業の活性化	(5) 地域活性化のための新たな金融手法や主体の活用
3 都市再生・中心市街地活性化	(1) 都市再生の推進	都市再生プロジェクト、民間都市再生、全国都市再生を着実に推進する。 「都市再生特別措置法」の施行状況等を踏まえ、民間都市再生の推進等のための検討を行い、必要な措置を講ずる。 都市部における地籍整備を推進する。		都市再生関連施策を推進することにより、都市機能の高度化、都市の居住環境の向上を図る。 都市部における地籍整備を推進する。	「都市再生特別措置法」に基づき、2012年度までに、同法の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 都市部における地籍整備を推進する。
(2) 密集市街地の緊急整備	未整備都市計画道路、地区防災施設の整備等防災上有効な公共施設の重点整備、これと一体となった沿道建築物の整備、従前居住者対策、低未利用地を活用した市街地整備の推進、地区計画等建築に係る規制の緩和と活用する。 リノベーションへの合意形成を円滑に進めるため、協議会の設置、専門家の更なる活用等住民組織への支援を実施する。 密集市街地における基盤整備と沿道建築物の建替えとを一体的かつ強力に進める事業手法の創設、連鎖的建替えを促進するための建築に係る規制の合理化策を実施する。	未整備都市計画道路、地区防災施設の整備等防災上有効な公共施設の重点整備、これと一体となった沿道建築物の整備、従前居住者対策、低未利用地を活用した市街地整備の推進、地区計画等建築に係る規制の緩和と活用する。 リノベーションへの合意形成を円滑に進めるため、協議会の設置、専門家の更なる活用等住民組織への支援を実施する。 密集市街地における基盤整備と沿道建築物の建替えとを一体的かつ強力に進める事業手法の創設、連鎖的建替えを促進するための建築に係る規制の合理化策を実施する。		地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地のうち、特に大火の可能性が高い危険な市街地について、最低限の安全性を確保する。	

		項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
第3 地域・中小企業の活性化(地域活性化戦略)	3 都市再生・中心市街地活性化	(3) 中心市街地の活性化	<p>「中心市街地活性化本部」を内閣に設置し、基本方針を策定する。</p> <p>改正「中心市街地活性化法」に基づく基本計画の認定・支援を開始することを通じて、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりとの考え方の下、各地域における新しい意欲的な取組への着手を促す。</p>	<p>認定基本計画に基づく中心市街地の活性化の取組に対する支援を着実に実施する。</p> <p>それぞれの中心市街地の実情に応じた明確な数値目標(歩行者通行量の改善等)に基づき、基本計画の進捗状況のフォローアップを行う。</p> <p>まちぐるみでの取組を総合的に促進するため、各地域における中心市街地活性化協議会の組織化を促し、開発事業者、商業者、地権者等の中心市街地に係わる様々な関係者の連携の強化を図る。</p>	<p>基本計画の認定を受けた意欲のある中心市街地において活性化を実現する。</p>

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
		(1) イノベーションの加速による需要の創出	<p>公的機関における調達について、新技術を採用したものが拡大するよう改善策を検討する。</p> <p>公的機関による新技術の率先導入に係る実証試験を実施する。</p> <p>新たな技術の市場化を妨げている規制・制度等の点検を規制改革や科学技術政策等のプロセスを通じて実施する。</p>	<p>公的機関における調達について、新技術を採用したものが拡大するよう改善策を策定する。</p> <p>公的機関による新技術の率先導入を行う。</p> <p>新たな技術の市場化を妨げている規制・制度等の見直し・緩和を行う。</p>
第4 改革の断行による新たな需要の創出	(2) 民間の創意工夫を活用した公共サービスの改革(官製市場改革)	<p>「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(「公共サービス改革法」)を早期に施行する(遅くとも夏まで)。</p> <p>官民競争入札等の透明・中立・公正な実施を確保するため、有識者による「官民競争入札等監理委員会(監理委員会)」を早期に設置する(遅くとも夏まで)。</p> <p>国・地方ともに競争の導入による公共サービスの改革を推進する。</p> <p>その一環として、指定統計調査の市場化テスト・民間開放の実施に向けた取組を推進するため、統計法制度の抜本的見直しの一環として、指定統計調査の市場化テスト・民間開放に対応した法的措置について取組を進める。</p> <p>PFIについて、選定過程の透明性確保及び発注者・応募者双方の負担軽減について検討を行う。</p> <p>指定管理者制度について、選定過程の実態把握に努め、調査結果をできるだけ速やかに地方公共団体に周知し、透明性の高い選定プロセスの普及を図る。</p> <p>規制改革・民間開放推進会議の後継組織を含めた規制改革等全体の推進体制について検討を行う。</p>	<p>「公共サービス改革法」に基づき、民間事業者や地方公共団体から、毎年度幅広く提案を募集し、監理委員会の議を経て、官民競争入札等の対象事業を逐次選定する。</p> <p>「公共サービス改革法」に基づき、「公共サービス改革基本方針」を逐次改正・閣議決定する。</p> <p>必要に応じ、民間事業者による公共サービスの実施を可能とする法令の特例を措置するため、「公共サービス改革法」の一部改正を検討・措置する。</p> <p>これらを通じ、「公共サービス改革法」に基づく官民競争入札等を本格的かつ継続的に実施する。</p> <p>PFIについて、選定過程の透明性確保及び発注者・応募者双方の負担軽減について、とりまとめた方針を速やかに公表する。</p> <p>「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(「PFI法」)に基づく事業の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>規制改革・民間開放推進会議の後継組織を含めた規制改革等全体の推進体制についての検討結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。</p>	<p>「公共サービス改革法」の見直しを行う(施行後5年以内)。</p>

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
		第4 改革の断行による 新たな需要の創出	(3) 地域の創意工夫を促す構造改革	規制改革の一層の推進や地域の創意工夫を高める取組の強化を図る観点から、構造改革特区制度の見直しを行い、次期通常国会に改正法案を提出する。
(4) 市民や民間が参画し、主役となる公的サービスの提供促進	民間が担う公共の領域において社会資本の維持管理などの公的サービスを民間企業や非営利法人が主体となつて行うための環境を整備する。		社会資本の管理等に係るボランティア活動の拡大を図る。	社会資本の管理等ににおける官民共働の取組の定着を図る。

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
		<p>(1)一人ひとりが能力を最大限発揮できる社会の構築</p> <p>教育の質の向上及び社会人として基礎的な能力の養成・強化</p>	<p>2007年度から全国的な学力調査を実施(小6と中3の全児童生徒対象)する。</p> <p>スーパーサイエンスハイスクール等を引き続き推進するとともに、外部専門家を活用した理科補助員等の派遣制度の導入等新たな理数教育を強化する。</p> <p>子どもたちが適切な教育環境の下で十分な教育を受けられるよう、公立学校施設について、2006年中に耐震化の前提となる耐震診断を完了する。</p> <p>「人間力」、「社会人基礎力」等社会人として基礎的な能力の養成・強化に向けて、課題解決型授業や実践的インターンシップの推進などを通じた評価手法と効果分析の検討、長期宿泊体験などの体験活動、YESプログラム(若年者就職基礎能力支援事業)の普及促進、大学等における地域の企業・自治体等関係機関と連携したインターンシップ等の実践的かつ体系的なキャリア教育の推進への着手、産業界・教育界のパートナーシップ形成を実施する。</p>	<p>能力・業績に見合った教員の処遇を行う。</p> <p>学習指導要領の見直し、学校の外部評価の充実、学校選択制の普及を行う。</p> <p>学習指導要領の改訂等に伴う教材・図書等の教育環境の整備計画を策定する。</p> <p>スーパーサイエンスハイスクール、外部専門家を活用した理科補助員等の派遣制度の推進等により理数教育を充実する。</p> <p>子どもたちが適切な教育環境の下で十分な教育を受けられるよう、老朽施設の機能改善を図りつつ、教育内容・教育方法等の変化に応じた整備など、その質的な向上を図る。</p> <p>「人間力」「社会人基礎力」等社会人として基礎的な能力を養成・強化するための効果的な手法の確立及びその成果の普及・促進のため、大学等におけるカリキュラム開発及び評価手法の整備を支援するとともに、実践的なインターンシップ等キャリア教育を推進する。</p>
<p>第5 生産性向上型の5つの制度インフラ</p> <p>1 ヒト 「人財立国」の実現</p>	<p>人材育成パスの複線化と人材重視型マネジメントの推進</p>	<p>大学院・大学等における社会人の「学び直し」の機会を拡大させる。</p> <p>専修学校におけるキャリアアップのための教育を充実させる。</p>	<p>大学院・大学等における社会人の「学び直し」の機会の拡大・定着を通じて、様々な学習の機会を充実させる。</p>	<p>経済的理由に関係なく一人ひとりが各々の能力を最大限発揮できる社会を構築する。</p> <p>個々人に応じて学び方、働き方が選択でき、やり直しが可能となる社会を実現する。</p>

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)	
		人材育成パスの複線化と人材重視型マネジメントの推進	引き続き学ぶ意欲と能力のある学生が経済的理由で修学を断念することのないよう、学生のニーズを踏まえ事業の健全性を確保しつつ、奨学金事業の充実を図る。 個人に応じた柔軟な採用・育成・処遇を実施している企業の先進事例を分析し、成功事例を提示・普及する。	貸与基準を満たす希望者が全員貸与を受けられるよう事業の健全性を確保しつつ、奨学金の充実を図る。 企業における人材重視型マネジメントを普及させる。	
第5 生産性向上型の5つの制度インフラ	1 ヒト 「人財立国」の実現	人材の横への移動の促進	任期制の広範な定着等を図るための施策を導入する。 世界的研究教育拠点をめざす大学等による競争的資金等におけるエフォート管理の導入を促進する。	産学双方向の人材流動化や官官・官民の人材の移動・活用を促す施策を促進する。 エフォート管理の徹底を前提とした競争的資金の研究促進のための人件費への活用を行う。	産学双方向の人材流動化や官官・官民の人材の移動・活用が円滑になされる社会を実現する。
		全員参加型社会の実現	フリーター25万人常用雇用化プランを推進する。 地域若者サポートステーションの設置や「若者自立塾」事業の推進などによるニート対策を強化する。 均衡処遇推進のための事業主への支援を充実させる。 仕事と家庭の両立支援に取り組む事業主への支援を充実させる。 改正高年齢者雇用安定法の施行を踏まえ65歳までの雇用機会を確保する。 改正「障害者雇用促進法」及び「障害者自立支援法」の施行を踏まえ、雇用と福祉の連携の下、障害者の就業機会の拡大を図る。	正社員との均衡の取れた訓練や正規雇用のための訓練支援など非正規労働者の再挑戦を支援する。 正社員転換制度、短時間正社員制度など就業形態間の行き来を確保する。 パート労働者の均衡処遇のための法的整備も含めた取組を強化する。 学校やハローワークを通じたフリーター・ニートの実情の若年者への理解の浸透等、安易なフリーター化・ニート化を防止する。 就職氷河期世代の年長フリーターの正社員化を支援する。 地域の力を結集したニートの自立を支援する。 仕事と生活の調和を推進する。 企業におけるポジティブ・アクションの普及促進を図る。	2010年までにフリーターをピーク時の8割の水準まで減少させる。 非正規労働者、若年者、子育て世代、高齢者、女性などの能力活用による全員参加型社会の実現を目指す。 2010年までの5年間でハローワークにおいて約22万人の障害者の就職を実現する。

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)	
		全員参加型社会の実現		マザーズハローワーク等による子育て世代の再就職・再就業支援を強化する。	
	(2) 産学連携による人材育成の強化				
第5 生産性向上型の5つの制度インフラ	1 ヒト 「人財立国」の実現	経済社会のニーズに柔軟に対応できる高等教育の展開	機動的な学部・学科の創設・再編を推進し、基盤的資金と競争的資金を有効に組み合わせながら、教育研究のための資金を確保するとともに、産業界のニーズも踏まえた第三者評価に基づく重点的な教育研究投資を促進する。 国際的な情報ネットワークへの参加等を通じた高等教育の国際的な通用性の確保や教育研究の評価の充実を図る。 各大学等における女性研究者の活躍促進のための環境整備の支援等を行い、各組織ごとの数値目標の設定や達成努力等を促進することにより、自然科学系全体での女性研究者の採用割合を25%に引き上げることを目指す。 「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」(平成18年4月18日)の推進等により、老朽施設の再生を最重要課題として、人材育成機能を重視した基盤的施設及び卓越した研究拠点の整備を進め、魅力ある教育研究基盤の構築に向けた取組を強化する。	機動的な学部・学科の創設・再編を推進し、基盤的資金と競争的資金を有効に組み合わせながら、教育研究のための資金を確保するとともに、産業界のニーズも踏まえた第三者評価に基づく重点的な教育研究投資を促進する。 国際的な情報ネットワークへの参加等を通じた高等教育の国際的な通用性の確保や教育研究の評価の充実を図る。 各大学等における女性研究者の活躍促進のための環境整備の支援等を行い、各組織ごとの数値目標の設定や達成努力等を促進することにより、自然科学系全体での女性研究者の採用割合を25%に引き上げることを目指す。 「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」を引き続き推進する。	産業界や国際的なニーズに柔軟に対応した高等教育を実現する。 各大学等における自然科学系分野での女性研究者の活躍を実現する。 産学連携による人材育成の強化や人材の国際競争力の強化に向けた各種取組を支える魅力ある教育研究基盤を構築する。
		産業界との連携による実践的教育・訓練の導入	専門職大学院を始めとした大学、高等専門学校、工業高校などの専門学校、公共職業能力開発施設等における企業実習や長期的なインターンシップ等を活用した教育カリキュラムの導入を促進する。	「2007年ユニバーサル技能五輪国際大会」を産学始め各界の協力を得て成功に導くとともに、本大会や「ものづくり日本大賞」の実施を契機として、モノ作りに対する若者始め国民の関心を高める。	各教育段階において、継続的な産学連携型による人材育成を推進する。

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
		産業界との連携による実践的教育・訓練の導入	<p>産学が協働した大学院段階における単位認定を前提とした質の高い長期のインターンシップを開発・実施する。</p> <p>産業界など関係する団体等との連携により高度で専門的な知識能力が必要とされる分野（法曹、会計、技術経営、経営管理、知的財産等）における専門職大学院の教育の質の向上を推進する。</p> <p>高等専門学校における産学連携を通じて創造的・実践的技術者を育成する。</p> <p>地域産業界等と連携した特色ある取組を行う専門高校を支援する。</p> <p>地元の企業技術者や研究者等の経験・能力をいかした理科授業やキャリア教育を推進するとともに、女子の理工系進路選択を支援する。</p> <p>学校、業界団体等に対し、実践型人材養成システムの普及・啓発を行う。</p> <p>中小企業における技能継承を支援するため、若年者の人材確保、技能継承を目的とした職業訓練等に対する支援を実施する。</p>	<p>産学が協働した大学院段階における単位認定を前提とした質の高い長期のインターンシップの開発・実施並びに普及・促進を行う。</p> <p>地域産業界と連携した教育の導入による人材育成機能を充実・強化する。</p> <p>女子の理工系進路選択支援を強化する。</p> <p>実践型人材養成システムを、就労、就学に次ぐ第3の選択肢として定着させるため、業界団体、学校と連携してその実施を支援する取組を推進する。</p>
第5 生産性向上型の5つの制度インフラ 1 ヒト「人財立国」の実現	(3) 人材の国際競争力の強化			
	世界的な教育研究拠点の飛躍的な拡大	<p>「大学院教育振興施策要綱」（平成18年3月30日）に沿って、大学院教育の組織的展開を強化するなど国際的に魅力ある大学院の構築に必要な環境整備に着手する。</p> <p>大学におけるシステム改革を進め、分野の特性を配慮し大学の自主的な取組を促しつつ、能力主義の徹底、英語での研究環境、研究科・専攻等従来の枠組みにとらわれない組織などのイメージの下で世界トップレベルの研究拠点形成を進める。</p>	<p>「大学院教育振興施策要綱」に沿って、大学院教育の組織的展開を強化するなど国際的に魅力ある大学院の構築に必要な環境整備を体系的に推進する。</p> <p>世界トップレベルの研究拠点を形成するための制度の見直しや推進施策の重点的実施を図る。</p>	<p>世界のあらゆる場で活躍できる人材を育成する。</p> <p>2010年までに世界的な研究拠点を30か所整備する。</p>

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
		1 ヒト 「人財立国」の実現	<p>アジア等の優れた人材の受入れ促進</p> <p>人材の国際競争力の強化・相互理解の促進のため、外国人留学生制度の充実を図る。あわせて、研究基盤の強化、国内就職の機会拡大など優秀な人材の受入環境を整備し、我が国とアジア等との若者レベルでの人材交流を進める。（「アジア人財資金（仮称）」構想の具体的事業の検討）</p> <p>公立学校における外国人児童生徒の受入体制の整備及び日本語指導の充実を推進する。</p>	<p>人材の国際競争力の強化・相互理解の促進のため、外国人留学生制度の充実を図る。あわせて、研究基盤の強化、国内就職の機会拡大など優秀な人材の受入環境を整備し、我が国とアジア等との若者レベルでの人材の交流を引き続き進める。（「アジア人財資金（仮称）」構想の具体的事業の検討）</p> <p>優れた外国人研究者・技術者等の高度人材の受入れを拡大する。</p> <p>公立学校における外国人児童生徒の受入体制の整備及び日本語指導の充実の更なる推進を図る。</p>
第5 生産性向上型の5つの制度インフラ	2 モノ 生産手段・インフラの革新	<p>(1) 生産手段の新陳代謝の加速</p> <p>(2) アジア地域の経済一体化、企業の国際競争力を重視した物流インフラの重点的・戦略的な整備</p> <p>(スーパー中枢港湾の機能強化) 重点的整備・運営効率化を促進する(次世代高規格コンテナターミナルの整備、24時間フルオープン支援施設整備の促進等)。</p> <p>(国際拠点空港の機能強化) 2009年度までに成田空港の能力を約1割増強するための施設整備を推進する。</p> <p>2009年までに羽田空港の能力を約4割増強するための施設整備を推進する。</p> <p>2007年に関西空港の二期限定供用を実施する。</p> <p>(アジアとのゲートウェイとなる港湾の機能強化) 港湾のターミナル機能を高度化する(小口積替円滑化支援施設の整備等)とともに、車両の相互乗入円滑化に向けて中国・韓国との情報交換を開始する。</p>	<p>(スーパー中枢港湾の機能強化) 2010年度までに、港湾コストを約3割低減、リードタイムを1日程度に短縮する。</p> <p>(国際拠点空港の機能強化) 2009年度までに成田空港の能力を約1割増強するための施設整備を推進する。</p> <p>2009年までに羽田空港の能力を約4割増強するための施設整備を推進する。</p> <p>(アジアとのゲートウェイとなる港湾の機能強化) 港湾のターミナル機能を高度化する(小口積替円滑化支援施設の整備等)とともに、車両の相互乗入円滑化に向けて中国・韓国との情報交換を踏まえ、取組を進める。</p>	<p>(スーパー中枢港湾の機能強化) 2010年度までに港湾コストを約3割低減、リードタイムを1日程度に短縮する。</p> <p>(国際拠点空港の機能強化) 2009年度までに、成田空港の能力を約1割増強するための施設整備を推進する。</p> <p>2009年までに、羽田空港の能力を約4割増強するとともに、国際定期便の就航を図る。</p>

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
		<p>(2) アジア地域の経済一体化、企業の国際競争力を重視した物流インフラの重点的・戦略的な整備</p>	<p>(物流結節点におけるロジスティクス機能の高度化) 物流結節点におけるロジスティクス機能の高度化を図る。</p> <p>(空港・港湾アクセスを含む、国際物流に対応した道路網・鉄道網の戦略的な構築) 拠点の港湾のうち1か所について、10分アクセスを達成する。</p> <p>国際標準コンテナ車が円滑に通行できる道路ネットワークについて、物理的に事業が必要な通行支障区間を抽出・公表する。</p> <p>九州と関東・関西を結ぶ山陽線のインフラ整備及びその受け皿としての機関車・貨車の更新を促進する。</p> <p>(輸出入・港湾手続等の効率化) 次世代シングルウィンドウである府省共通ポータルを検討を進める。</p>	<p>(物流結節点におけるロジスティクス機能の高度化) 物流結節点におけるロジスティクス機能の高度化を図る。</p> <p>(空港・港湾アクセスを含む、国際物流に対応した道路網・鉄道網の戦略的な構築) 拠点の空港・港湾へのアクセスについては、社会資本整備重点計画での整備目標を達成する(10分アクセス率を2007年度までに68%)。</p> <p>通行支障区間のうち、スーパー中枢港湾に係るものについては、5年間で解消を目指す。</p> <p>主要幹線区間の輸送力増強、輸送設備の整備等及びその受け皿としての機関車・貨車の更新を促進する。</p> <p>(輸出入・港湾手続等の効率化) 次世代シングルウィンドウである府省共通ポータルを2008年10月に稼働する。</p>
<p>第5 生産性向上型の5つの制度インフラ</p>	<p>2 モノ 生産手段・インフラの革新</p>			
	<p>3 カネ 金融の革新</p>	<p>(1) 金融イノベーションの実現</p> <p>リスクを適切に評価する金融の促進</p> <p>電子債権の法的枠組みを具体化する。</p> <p>売掛債権担保融資保証制度等を改善する(売掛債権の集合担保化、債権譲渡禁止特約の解除の促進等)。</p>	<p>電子債権制度の活用促進を図る。</p> <p>資産評価データベースの構築など在庫や売掛債権の適切な担保評価に向けた環境整備を促進する。</p> <p>事業資産を包括的に担保化する制度を検討する。</p>	<p>事業資産担保融資の普及を通じた我が国企業金融の円滑化を図る。</p> <p>社会全体におけるリスク分担を効率化する(リスクに強い経済社会の実現)。</p> <p>実務動向を注視しつつ、在庫や売掛債権のより高度で厳正な評価を前提に、適格担保化の可能性について検討する。</p>

		項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
第5 生産性向上型の5つの制度インフラ	3 カネ 金融の革新	リスクを適切に評価する金融の促進		<p>担保手段の多様化に対応した信用保証制度等の充実・改善を推進する。</p> <p>企業の多様なリスクファイナンス手法の支援を検討する。</p>	
		イノベーションを支えるリスクマネー供給の拡大	<p>中小企業向け貸出債権の流動化支援を強化する。</p> <p>信用保証協会の信託会社に対する保証の円滑化を図る。</p>	<p>ファンド投資に関するベンチマーク整備を支援する。</p> <p>中小企業向け劣後ローン等の中小企業の自己資本増強を支援する公的融資・保証制度を検討する。</p> <p>中小企業の資金調達当初の金利負担を軽減し、成功時に追加的な支払が発生する公的融資・保証制度を検討する。</p> <p>「中小企業の会計に関する指針」の促進に資する公的融資制度の検討と公的保証制度の普及・促進を図る。</p> <p>返済履歴等を加味した公的融資・保証制度の検討を行う。</p>	多様なリスクマネー供給手法の整備による、高度な産業イノベーションを実現する。
		(2) 利用者の視点に立った金融の活性化			
		安心して利用できる金融商品・サービスの促進	<p>金融商品取引法制の円滑な施行を図る。</p> <p>取引信用保険の普及・促進を図る。</p>	<p>金融商品取引法制の適切な運用を行う。</p> <p>銀行代理業制度の適切な運用を行う。</p> <p>電子的な資金決済・支払いの利便性の在り方について検討する。</p>	<p>利用者が安心して金融商品・サービスを利用できる環境を構築する。</p> <p>規制の簡素化・明確化を通じた利用者利便の向上を図る。</p> <p>ITの戦略的活用を促進する。</p>

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
		公正かつ透明で魅力ある市場の整備	<p>証券取引等監視委員会等の機能強化・体制整備を図る。</p> <p>自主規制機関との連携強化を図る。</p> <p>次世代取引所システムの設計・開発を進める(東京証券取引所)。</p> <p>金融商品取引法の円滑な施行及び適切な運用を行う。</p>	<p>証券取引等監視委員会等の機能強化・体制整備を図る。</p> <p>自主規制機関との連携強化を図る。</p> <p>適正なディスクロージャーの確保に向けた企業統治と監査法人制度の在り方の見直しを行う。</p> <p>次世代取引所システムの稼働を開始する(東京証券取引所)。</p> <p>金融商品取引の法令遵守の担い手となる専門家の育成などに向けた体制・資格制度などの整備を検討する。</p> <p>金融行政の行動規範(code of conduct)を着実に遂行する。</p>
第5 生産性向上型の5つの制度インフラ	3 カネ 金融の革新	(3) 我が国がアジアの資金循環の中核となるための取組の強化		
	アジア企業が活用しやすい我が国金融市場づくり	外国会社の株式の我が国市場への上場促進や日本版預託証券(JDR)の活用を促進する。	外国会社の株式の我が国市場への上場促進と日本版預託証券(JDR)の活用を促進する。 証券取引所のシステムの高度化に取り組む。	我が国金融市場のアジアにおける金融拠点化に向けた取組を推進する。 アジア諸国において、事業価値を評価し、担保とする金融手法に関する法制整備支援を行うことを検討する。 証券決済期間の短縮など証券取引システムを高度化し実現する。
	我が国金融サービスの国際展開	日系中小企業のアジア現地における売掛債権の証券化を支援する。	EPA等を通じて金融サービス規制緩和の各国への働きかけを行う。 金融監督当局間の連携に積極的に取り組む。	金融サービス業の国際競争力を強化し、国際展開を促進する。

		項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
第5 生産性向上型の5つの制度インフラ	3 カネ 金融の革新		(4) 高度金融人材の育成強化	<p>科学技術研究費の金融工学分野への活用を促進する。</p> <p>大学・大学院との連携講座の設置・講師派遣等高度金融人材育成に関する産学官連携を強化する。</p> <p>シンポジウム・教師との懇談会の開催、プログラムの整備等を実施する。</p>	<p>産学官の連携により先端的な金融工学に関する教育を行う専門職大学院など専門教育体制の充実に促進する。</p> <p>教材の整備・普及等、金融経済教育の更なる充実を図る。</p>
	4 ワザ 技術革新	(1) 融合・協働によるイノベーションの促進	<p>産学官協働によるサイエンスにさかのぼった研究開発プロジェクトを立ち上げる。</p> <p>研究開発プロジェクト等を活用した融合の場の構築(インテレクチュアルカフェを含む)により、2007年度中に融合の場の認知度を国内の研究開発従業者の5%以上とする。</p> <p>研究課題の設定段階からの産学の対話を促進する。</p> <p>高度な研究・技術人材を育成するための産学連携による教育研究拠点整備に着手する。</p> <p>留学生等の企業へのインターンシップ促進のための調査研究を実施する。</p> <p>若手研究者の自立的研究環境を整備する。</p> <p>各大学等における女性研究者の活躍促進のための環境整備の支援等を行い、各組織ごとの数値目標の設定や達成努力等を促進することにより、自然科学系全体での女性研究者の採用割合を25%に引き上げることを目指す。</p> <p>女性研究者が研究と出産・育児等を両立し、活躍できるようにする。</p> <p>外国人研究者の招へい促進と受入環境整備を実施する。</p>	<p>産学協働研究開発プロジェクトを実施する。</p> <p>融合の場を活用した革新的製品・サービスの開発・提供を促進する。</p> <p>マッチングファンド形式により基礎研究段階からの共同研究を促進する。</p> <p>産学連携による技術・機器開発を実施する。</p> <p>高度な研究・技術人材を育成するための産学連携による教育研究拠点を整備する。</p> <p>留学生等の企業へのインターンシップを促進する。</p> <p>若手・女性・外国人の研究者がいきるシステムの充実に図る。</p> <p>各大学等における女性研究者の活躍促進のための環境整備の支援等を行い、各組織ごとの数値目標の設定や達成努力等を促進することにより、自然科学系全体での女性研究者の採用割合を25%に引き上げることを目指す。</p>	<p>2010年度までに産学官協働によるサイエンスにさかのぼった研究開発プロジェクトを科学技術基本計画上の重点推進4分野において15プロジェクト以上立ち上げる。</p> <p>2015年度までに融合の場の認知度を国内の研究開発従業者の30%以上とする。</p> <p>産学官協働による高度な研究・技術人材の育成を図る。</p> <p>各国からの留学生等の企業への就職の定着を図る。</p> <p>若手・女性・外国人の研究者が多様な場で活躍する社会を実現する。</p>

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (~2008年度)	長期 (~2015年度)
		<p>(1) 融合・協働によるイノベーションの促進</p>	<p>博士号取得者等の専門性を有する人材が社会の多様な場で活躍できるようにするための取組を支援する。</p> <p>技術シーズの発掘・開発から成果の普及・展開までを一体的にとらえた府省間縦連携研究開発プロジェクトや異業種垂直連携研究開発プロジェクトを実施する。</p> <p>公的部門における調達について、新技術を採用したものが拡大するように改善を検討する。</p> <p>公的機関による新技術の率先導入に係る実証試験を実施する。</p> <p>今後の科学技術の発展や新産業の創出につながる技術シーズをイノベーションの実現を通じて、新技術までに育て上げる目的基礎研究を強化する。</p> <p>関係府省や関係機関等が連携し、既存の研究制度等の中から優れた研究成果を見いだすために、産学官協働による中間・事後評価、出口志向の目利き等を活用した「つなぐ仕組み」を構築する。</p> <p>社会的課題の解決などに当たる公的部門等のユーザーのニーズと大学・研究機関等の科学技術シーズを的確にマッチングさせる機能の構築とニーズを的確に反映させるため、研究開発の初期段階からユーザーが参加する研究開発制度を創設する。</p> <p>国境を越えた産学官連携の強化策の検討を開始する。</p> <p>産学官の海外への情報発信機能の強化策の検討を開始する。</p>	<p>博士号取得者等の専門性を有する人材の社会の多様な場での活躍をより一層促進する。</p> <p>府省間縦連携プロジェクト等による研究開発の実施、成果の普及・展開を図る。</p> <p>公的機関による新技術の率先導入を実施する。</p> <p>企業が自社内外の技術や知的資産等を的確に把握・活用しつつ(オープンイノベーション)、研究開発の成果を市場ニーズに結び付けていく経営(知的資産経営)の推奨とその環境整備を行う(2007年度以降NEDO実用化補助ベンチャー枠のすべて(100%)において知的資産経営の要素を考慮する)。</p> <p>目的基礎研究などによる研究成果を、中間評価にて厳しく見直す。</p> <p>評価結果を2011年度からの次期科学技術基本計画の検討に反映する。</p> <p>社会的課題の解決などに当たる公的部門等のユーザーのニーズと科学技術シーズのマッチング機能とユーザーニーズを反映させた研究開発の推進のための研究開発制度の定着と必要な見直しを実施する。</p> <p>モデルとなる大学における国際機能を強化する。</p> <p>大学からの海外特許出願の増加を図る。</p> <p>大学の特許(機関帰属)の実施件数(大学の機関帰属)を2008年度までに1,000件増加する。</p> <p>間接経費を含めた競争的資金の拡充、審査体制の抜本的強化を図る。</p>

第5 生産性向上型の5つの制度インフラ
4 ワザ 技術革新

	項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
		<p>(1) 融合・協働によるイノベーションの促進</p> <p>大学発基本特許の本格的活用のための戦略を強化する。</p> <p>審査体制の抜本的強化に着手する。</p> <p>独立行政法人等が所有する先端研究施設・設備の産業界の利用(共用)拡大方策の検討を開始する。</p> <p>政府調達において技術力を有する中小・ベンチャーの入札参加機会を拡大するために、関係省庁間で検討を開始する。</p> <p>S B I R 特定補助金等の拡充に向けた環境整備を行う。</p> <p>中小・ベンチャー関連制度を見直す。</p>	<p>先端研究施設の産業界の利用者数を拡大する(代表的施設において2008年度までに、2004年度の2倍に増加)。</p> <p>共用可能施設の情報提供ポータルサイト運用を開始する。</p> <p>関係省庁間の検討の結果を反映し、政府調達において技術力を有する中小・ベンチャーの入札参加機会を拡大する。</p> <p>S B I R 特定補助金等の拡充及び目標額の各省別設定を行う。</p> <p>スピンオフ等革新的ベンチャーの創出・研究開発の促進・人材育成、ベンチャーへのリスクマネー供給の大幅な拡大を行う。</p>	
<p>第5 生産性向上型の5つの制度インフラ</p> <p>4 ワザ 技術革新</p>	<p>(2) 迅速かつグローバルな権利取得の促進と知的財産保護の強化</p> <p>引き続き必要な任期付審査官を十分に確保する。</p> <p>米国との間で特許審査ハイウェイの試行を開始する。</p> <p>先使用権に関するガイドラインを策定する。</p> <p>内外における企業の技術管理の取組状況の調査を行う。</p> <p>知的財産侵害品の輸出差止制度を施行する。</p> <p>官民で実施する研修・検定等に関する情報を一体的に提供する。</p>	<p>引き続き必要な任期付審査官を十分に確保する。</p> <p>韓国との間で特許審査ハイウェイの試行を開始する。</p> <p>模倣品・海賊版拡散防止条約(仮称)を実現する。</p> <p>知財専門職大学院や法科大学院等における知財教育を充実させる。</p>	<p>審査順番待ち期間を2013年に世界最高水準の11ヶ月に、最終的にはゼロを目指す。</p> <p>世界特許システムの構築を目指し、主要先進国間で審査結果の相互利用等を拡大する。</p> <p>知的財産専門人材を約6万人から約12万人に増加させることを目指す。</p>	

		項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
			第5 生産性向上型の5つの制度インフラ	4 ワザ 技術革新	(3) イノベーションを加速化する戦略的な標準化
5 チエ 経営力の革新	<p>(1) 強みとなる経営資源を最大限活用する経営(知的資産経営)による企業価値向上の実現</p> <p>中小企業向け知的資産経営マニュアルを作成する。</p> <p>企業や資金提供者等の関係者に対し、評価の視点を提示する。</p>	<p>知的資産経営の実践と企業価値向上に関する実証分析を行う。</p>			

		項目	短期 (2006年度内)	中期 (～2008年度)	長期 (～2015年度)
第5 生産性向上型の5つの制度インフラ	5 チエ 経営力の革新	(2) 公正なM&Aルールなど組織再編等の制度基盤づくり	<p>「会社法」により可能となる三角組織再編に関する関連措置を検討する。</p> <p>改正「信託法」に関する政省令等を整備するための検討を進める。</p> <p>「証券取引法」の改正や関連政省令の整備を通じて、企業価値の向上に資する公開買い付け制度を実現する。</p>	<p>投資家等の保護を図りつつ信託制度の活用を促進する観点から、平成16年に改正された「信託業法」の施行状況について検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。</p>	<p>「会社法」や「証券取引法」など組織再編に関する制度について、活用状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行い、経済実態に即したM&Aルールを構築する。</p>